

官報

昭和六十一年五月二十二日

○第百四回 参議院會議録第十九号

昭和六十一年五月二十二日(木曜日)
午後一時三十分開議

○議事日程 第十九号

昭和六十一年五月二十二日

午後一時開議

- 第一 昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書
- 第二 昭和五十八年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 第三 昭和五十八年度国有財産無償貸付状況總計算書
- 第四 国務大臣の報告に関する件(昭和五十九年度決算の概要について)
- 第五 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 安全保障會議設置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 松くい虫被害対策特別措置法の適用期限延長に関する請願
- 第八 農用地開発公団の存続に関する請願(三件)

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号

- 第九 森林・林業の活性化に関する請願(四件)
- 第一〇 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(四件)
- 第一一 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
- 第一二 学校給食制度の根幹堅持に関する請願
- 第一三 公立の小学校及び中学校における事務職員、学校栄養職員の人員費等の義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
- 第一四 私学助成の充実に関する請願
- 第一五 私学助成の大幅拡充に関する請願
- 第一六 過大規模学校の分離促進に関する請願
- 第一七 学校事務職員及び学校栄養職員について現行の義務教育費国庫負担制度維持に関する請願
- 第一八 現行学校給食制度の維持に関する請願
- 第一九 私学助成制度の充実強化に関する請願
- 第二〇 保育所制度の充実に関する請願(二十九件)
- 第二一 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二十九件)
- 第二二 国立腎センター設立に関する請願(十件)
- 第二三 車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(二十四件)

- 第二四 重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(二十三件)
- 第二五 車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(二十四件)
- 第二六 小規模障害者作業所の助成に関する請願(十一件)
- 第二七 高齢者福祉の充実に関する請願(二件)
- 第二八 精神障害者福祉法の制定に関する請願
- 第二九 中小企業・下請企業に対する円高緊急対策に関する請願
- 第三〇 中小企業の円高不況対策に関する請願(四件)
- 第三一 運転代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願
- 第三二 韓国漁船の取締り強化等に関する請願
- 第三三 車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(二十四件)
- 第三四 台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(八件)
- 第三五 シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(六十九件)
- 第三六 台湾出身元日本軍人軍属補償のための立法措置に関する請願
- 第三七 台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(三十一件)
- 第三八 石川県の寒冷地手当改善に関する請願(十二件)
- 第三九 新潟県朝日村の寒冷地手当改善に関する請願(四件)
- 第四〇 新潟県下田村の寒冷地手当改善に関する請願(四件)

- 第四一 長野県木祖村の寒冷地手当改善に関する請願
 - 第四二 長野県横川村の寒冷地手当改善に関する請願
 - 第四三 栃木県の寒冷地手当改善に関する請願
 - 第四四 長野県諏訪郡富士見町の寒冷地手当改善に関する請願
 - 第四五 兵庫県六栗郡千種町の寒冷地手当級地引上げ改善に関する請願
 - 第四六 兵庫県六栗郡波賀町の寒冷地手当級地引上げ改善に関する請願
 - 第四七 岐阜県の寒冷地手当改善に関する請願
 - 第四八 元軍人軍属恩給資格者に対する恩給の支給等に関する請願
 - 第四九 兵庫県の寒冷地手当改善に関する請願
 - 第五〇 台湾出身元日本兵等に対する補償及び救済制度の早期確立に関する請願
 - 第五一 傷病恩給等の改善に関する請願(二十六件)
 - 第五二 富山県宇奈月町の寒冷地手当是正に関する請願
 - 第五三 台湾人元日本軍人軍属に関する請願
- 本日の會議に付した案件
一、日程第一より第六まで
一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
一、参議院規則の一部を改正する規則案(遠藤要君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)
一、日程第七より第五三までの請願及び北方領土返還促進に関する請願

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号

昭和五十八年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十八年度政府関係機関決算書外二件
受託計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書外二件

六七六

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

日程第一 昭和五十八年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十八年度政府関係機関決算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書

日程第二 昭和五十八年度国有財産増減及び現在額計算書

日程第三 昭和五十八年度国有財産無償貸付状況計算書

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長丸谷金保君。

審査報告書

昭和五十八年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十八年度政府関係機関決算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十六日

決算委員長 丸谷 金保

参議院議長 木村 睦男殿

一、本件決算は、これを是認する。
二、内閣に対し、次のとおり警告する。

(1) 最近、日本道路公園横濱管理事務所及び海洋科学技術センターにおいて、収賄事件ある

いは背任事件が発生し、また公務員等が、いわゆる国鉄ゲリラ事件に見られるような破壊行為に参加して逮捕されるなど、公務に携わる者として、厳しく非難されなければならない行為が発生していることは極めて遺憾である。

政府は、公務員等に対する国民の信頼を損なうこのような事件の再発を防止するため、厳正な綱紀の粛正を図るとともに、関係機関に対しても指導を強化すべきである。

(2) わが国の政府開発援助は、年々増加し、その額は膨大なものとなつてゐるが、援助の目的が十分に達せられていないとの指摘が決算審査の過程において行われたことは遺憾である。

政府は、政府開発援助の原資が国民の税金等であることにかんがみ、同援助が相手国国民の生活向上と民生安定に資するため、適正かつ有効に使用されるように援助の実施手続及び評価体制の改善を図るべきである。

(3) 一部の精神病院において、同意入院患者の保護義務者の選定に必要な手続を踏んでいないまま入院させていた事例、あるいは病院内における調査請求制度の周知方が十分になされていなかったため、患者が同制度を活用し難い事例などがあつたことは、精神病院における入院患者の人権擁護の見地から遺憾である。

政府は、同意入院制度の見直しをはじめとして精神衛生法を整備し、精神病院に対しては、各都道府県を通じ入院患者に調査請求制度を周知徹底するなど一層指導監督に努め、もつて精神障害者の人権の確保を図るべきである。

ある。

(4) 農林水産省の国営かんがい排水事業の中には、設定された工期をたびたび変更し、着工以来長期間を経過しているにもかかわらずまだ完了に至らないため、これに要した国の財政資金及び事業の完了後受益農家が負担する総償還額が増加している事業も見受けられる。

政府は、同事業が相当の年月を要するものであるとはいへ、所期の工期を大幅に超過することは、その間に農業を取りまく社会経済情勢に著しい変化を生じること、受益者が高齢化すること等にかんがみ、また投下された巨額な財政資金の効果の速やかな発現を図る観点から、継続中の事業を一層促進し、その早期完了に努め、受益農家に事業の遅延による過大な負担を及ぼさないよう格段の努力をすべきである。

(5) 中小企業事業団が行つてゐる燃糸機械の設備共同廃棄事業に係る資金貸付けを受けてい

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般會計歳入歳出決算	五二、六五二、九〇四百万円余
歳入決算額	五〇、六三五、三〇七百万円余
歳出決算額	一一九、一九〇、五三九百万円余
特別會計歳入歳出決算	一〇六、二七六、六三〇百万円余
歳入決算額	
歳出決算額	
国稅収納金整理資金受託計算書	

る日本燃糸工業組合連合会の不正経理に端を発し、同連合会の監督官庁である通商産業省の職員が収賄容疑で逮捕されたことは、極めて遺憾である。

政府は、この種事態の再発防止のため、実効ある綱紀粛正策を一層推進し、行政に対する国民の不信を招くことのないよう厳正を期すとともに、設備共同廃棄事業については見直しを含め、指導の適正化を図るべきである。

(6) 建設省が、通商産業省総合庁舎建設に伴う空気調和設備工事の施行に当たり、自動制御設備の機器材料費を重複して積算したため、契約額が過大になり国損を招く事態が発生したことは遺憾である。

政府は、このような単純な積算誤りを防止するため、積算体制の全面的見直しのほか、職員の教育、訓練の充実等を図り、官庁営繕工事の予算執行に厳正を期すべきである。

受入 収納済額

支払命令済額
支払 歳入組入額

政府関係機関決算書

収入決算額
支出決算額

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

一、昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算
一、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算
一、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書

一、昭和五十八年度政府関係機関決算書

国会に提出する。

昭和五十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

審査報告書

昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月二十二日 参議院会議録第十九号

三三、一二八、四七四百万円余

一、〇三七、四四九百万円余

三三、〇七〇、九四一百万円余

二四、五八四、三五四百万円余

二四、二五三、〇五七百万円余

昭和六十一年五月十六日

決算委員長 丸谷 金保

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十八年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、三兆三千三百七十三億八千二百萬円余、減少額は、八千四百九十九億五千五百萬円余、差引純増加額は、二兆五千二百二十四億三千百萬元余である。

これを前年度末現在額三十七兆七千六百二十三億二千二百萬元余に加算すると、本年度末現在額は四十兆二千八百四十七億四千三百萬元余である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかつた。

審査報告書

昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書外二件

昭和六十一年五月十六日

決算委員長 丸谷 金保

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十八年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、千八百八億二千九百萬元余、減少額は、千六百九十八億二千九百萬元余、差引純増加額は、百十億八百万円余である。

これを前年度末現在額六千二百四十一億三百萬元余に加算すると、本年度末現在額は六千三百五十一億千九百萬元余である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかつた。

昭和六十一年一月二十九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

〔丸谷金保君登壇、拍手〕

○丸谷金保君 ただいま議題となりました昭和五十八年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十八年度決算は、昭和五十九年十二月二十一日国会に提出され、同六十年五月三十一日当

委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、同六十年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会では、昭和五十八年度決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

審査のため委員会を開くこと十七回、別に述べような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、決算審査の充実、会計検査院法改正、財政再建、行政改革、外交、防衛、教育に関する問題を初め、平和相互銀行問題、豊田商事事件及び冠婚葬祭互助会の解約をめぐる問題など行政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

昭和六十一年五月十六日質疑を終了し、討論に入りました。

議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する六項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して梶原理事、公明党・国民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して橋本委員、民社党・国民連合を代表して関委員、またサラリーマン新党を代表して木本委員から、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江理事から、本件決算を是認するとともに、内閣

昭和六十一年五月二十二日 参議院会議録第十九号

昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書外二件(昭和三十九年度決算の概要について) 六七八

に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

昭和五十八年度決算にかかわる内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 最近、日本道路公団横浜管理事務所及び海洋科学技術センターにおいて、収賄事件あるいは背任事件が発生し、また公務員等が、いわゆる国鉄ゲリラ事件に見られるような破壊行為に参加して逮捕されるなど、公務に携わる者として、厳しく非難されなければならない行為が発生していることは極めて遺憾である。

政府は、公務員等に対する国民の信頼を損なうこのような事件の再発を防止するため、厳正な綱紀の肅正を図るとともに、関係機関に対しても指導を強化すべきである。

(2) わが国の政府開発援助は、年々増加し、その額は膨大なものとなっているが、援助の目的が十分に達せられていないとの指摘が決算審査の過程において行われたことは遺憾である。

政府は、政府開発援助の原資が国民の税金等であることにかんがみ、同援助が相手国民の生活向上と民生安定に資するため、適正かつ有効に使用されるように援助の実施手続及び評価体制の改善を図るべきである。

(3) 一部の精神病院において、同意入院患者の

保護義務者の選定に必要な手続きを踏んでいないまま入院させていた事例、あるいは病院内における調査請求制度の周知方が十分になされていないため、患者が同制度を活用し難い事例などがあったことは、精神病院における入院患者の人権擁護の見地から遺憾である。

政府は、同意入院制度の見直しをはじめとして精神衛生法を整備し、精神病院に対しては、各都道府県を通じて入院患者に調査請求制度を周知徹底するなど一層指導監督に努め、もって精神障害者の人権の確保を図るべきである。

(4) 農林水産省の国営かんがい排水事業の中には、設定された工期をたびたび変更し、着工以来長期間を経過しているにもかかわらず未だ完了に至らないため、これに要した国の財政資金及び事業の完了後受益農家が負担する総償還額が増加している事業も見受けられる。

政府は、同事業が相当の年月を要するものであるとはいえず、所期の工期を大幅に超過することは、その間に農業を取りまく社会経済情勢に著しい変化を生じること、受益者が高齢化すること等にかんがみ、また投下された巨額の財政資金の効果の速やかな発現を図る観点から、継続中の事業を一層促進し、その早期完了に努め、受益農家に事業の遅延による過大な負担を及ぼさないよう格段の努力をすべきである。

(5) 中小企業事業団が行っている燃糸機械の設備共同廃棄事業に係る資金貸付けを受けている日本燃糸工業組合連合会の不正経理に端を

発し、同連合会の監督官庁である通商産業省の職員が収賄容疑で逮捕されたことは、極めて遺憾である。

政府は、この種事態の再発防止のため、実効ある綱紀肅正策を一層推進し、行政に対する国民の不信を招くことのないよう厳正を期すとともに、設備共同廃棄事業については見直しを含め、指導の適正化を図るべきである。

(6) 建設省が、通商産業省総合庁舎建設に伴う空気調和設備工事の施行に当たり、自動制御設備の機器材料費を重複して積算したため、契約額が過大になり国損を招く事態が発生したことは遺憾である。

政府は、このような単純な積算誤りを防止するため、積算体制の全面的見直しのほか、職員の教育、訓練の充実等を図り、官庁営繕工事の予算執行に厳正を期すべきである。

次に、国有財産関係二件については、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。初めに、日程第一の昭和五十八年度決算について採決をいたします。

本件の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。

次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。

次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書及び日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、両件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

次に、日程第四 国務大臣の報告に関する件(昭和五十九年度決算の概要について) 大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。竹下大蔵大臣。

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) 昭和五十九年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、一般会計におきまして歳入の決算額は五十二兆千八百三十三億四角、歳入の決算額は五十

一兆四千八百六億円余でありまして、差し引き七千二百七十七億円の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和六十年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和五十九年度における財政法第六条の純剰余金は千七百五十四億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額五十一兆五千三百三十三億円余に比べて六千七百億円の増加となるのであります。この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額六千九百九十一億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は五百九億円余となるのであります。その内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等における増加額千三百四十六億円余、公債金における減少額八百三十六億円余となっております。

一方、歳出につきましては、予算額五十一兆五千三百三十三億円余に、昭和五十八年度からの繰越額六千九百九十二億円余を加えた歳出予算現額五十二兆三千二百四十四億円余に對しまして、支出済み歳出額は五十一兆四千八百六億円余でありまして、その差額六千五百十八億円のうち、昭和六十年度に繰り越した額は四千九百六十五億円余となっており、不用となりました額は千五百五十二億円余となっております。

次に、予備費であります。昭和五十九年度一般会計における予備費の予算額は千七百億円であります。その使用額は千二百八十七億円余であります。

次に、昭和五十九年度の特別会計の決算であります。

ますが、同年度における特別会計の数は三十九であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、昭和五十九年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は三十五兆六千五百七十六億円余であります。この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は三十五兆六千四百六十六億円余であります。差し引き百七十億円の歳入としまして、九年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、昭和五十九年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、昭和五十九年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。

何とぞ御審議のほどお願いを申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの報告に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。梶原敬義君。

〔梶原敬義君登壇、拍手〕

○梶原敬義君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十九年度決算について、中曽根総理並びに関係大臣に質問いたします。

決算事項についての質問に入る前に、総理が強引に挙行しようとしている衆参同日選挙問題について、次のことを質問いたします。

第一に、総理は円高対策を理由とした臨時国会の召集を決議しているようですが、真意をお聞きしたいのであります。第二に、もしそうだとすれば、今会期中に、時間も十分あったにもかかわらず、立法措置を含めた中小企業対策を何ゆえもっとしっかりやらなかつたのですか、お答え願いたい。第三に、衆参同日選挙は、憲法の趣旨に反し、参議院の独立性を侵すばかりでなく、全野党の反対を押し切って強行することは国民と国会を軽視した不適の態度であります。党利党略、派利派略、中曽根総理の個人の恩恵解散は断じて行方べきではありません。総理の明快なお考えを求めます。

さて、昭和五十九年度は、アメリカの好景気に依存し、我が国経済は前年に続いて拡大を続け、経済成長率も当初の見積もりを上回り五％に達し、第一次オイルショック以来の最高の伸びを示しました。中曽根総理にとって二年目の経済運営は、前年度に引き続き一見順風満帆に見えたのであります。しかし、日本経済を根柢から揺るがしている円高旋風の危険な芽を五十九年度決算から見ることができるとあります。すなわち、経済成長率五％のうち、内需は三・七％とほぼ当初見積もりどおりだったのに対し、外需は当初見積もり

○五％を二・六倍も上回る一・三％の伸びを示しました。したがって、五十九年度の経常収支の黒字幅は前年度の五兆七千億円を六〇％も上回る九兆円と過去最高を記録し、さらに六十年も十二兆一千億円と拡大しました。これは、中曽根

総理の経済見通しに甘さがあり、経済運営のパラノイアを欠いた結果であると言わざるを得ません。

政府は、五十九年度は七年ぶりに住民税を含む一兆一千八百億円の所得税減税を実施しましたが、その結果を見ますと、所得税減税も自然増税分で帳消しになり、しかも社会保障料などの公共料金のアップや酒税などの大衆課税により勤労者の生活は改善されず、内需拡大を促すほどの消費行動にならなかつたのであります。また、政府の公共投資も抑制されたため、公的資本形成は前年度比マイナスを示しており、先進諸国に比べて劣っている上下水道、道路、住宅、公園等の生活環境整備は少しも改善されておられません。

このような中曽根内閣の極端な輸出依存型の経済運営に對して、当然の結果として、アメリカを初め海外貿易摩擦は増幅され、ついに昨年九月のG5為替協調介入をきっかけに円高基調が急速に進み、東京サミットにおいて激変緩和のための政府の努力も水泡に帰し、円はG5当時の二百四十円台から現在百六十円台まで急騰いたしました。

これに伴い円高側面は既に全国的な広がりを見せており、今後、日本経済全体が危機に直面しかねないという危惧されているのであります。中曽根総理の民活導入や、小手先、口先だけの内需振興策はことごとく失敗し、時期を失し、国の内外から不満と批判が渦巻いています。

一方、中曽根内閣の「増税なき財政再建」の公約は完全に破綻しました。政府が公約した五十九年度赤字国債脱却の目標が崩壊し、中曽根総理はそれにかわるものとして「一九八〇年代経済社会の展望と指針」を開議決定し、これに基づいて財政再建期間を七年間延長して、六十五年度赤字脱却

の公約を国民に示し、そのため毎年度一兆円の赤字国債発行減額を約束しました。しかるに、初年度の五十九年度は五千二百五十億円、六十年年度は七千二百五十億円、六十一年度は四千八百四十億円と、いずれも一兆円の減額目標を大幅に下回ったため、今後は向こう四年間、毎年一兆三千億円以上減額しなければ公約は果たせません。もはや、だれが考えても六十五年赤字国債脱却は夢のまた夢であります。にもかかわらず、できないことをできるかのごとく振る舞い、強弁する総理には、かつての大本営の姿が想起されてなりません。真実を国民に知らせ、国民とともに歩き、国民に状況打開の道を相談する姿勢をとるべきではないか、お尋ねをいたします。

さらに、今日の急激な円高を招き、国民経済を混乱に陥れた中曽根総理のバランスを欠いた経済運営について、総理の率直な反省の弁を開きたいのであります。

次に、五十九年度決算検査報告についてお伺いします。

本検査報告によれば、件数が百八十件、金額で二百二十五億八千六百万円余の不当事項が指摘されており、前年度に比べて件数で二件少ないものの、金額では三二%ふえております。検査院の実地検査率が九%となっていることから、これらの指摘件数及び指摘金額は氷山の一角と言わねばなりません。行政改革を中曽根政治の目玉にしているにせよ、巨額なむだ遣いが一向に減らないのはどういふ理由によるものでしょうか。五十九年度決算報告に対する総理大臣並びに大蔵大臣の所見を承りたいのであります。

次に、政界、官界を渦巻く汚職と政治倫理の確

立、政治の浄化についてお尋ねします。

住宅公団、道路公団、海洋科学技術センター、国鉄、建設省近畿地建などにおいて収賄事件が続いて発生しております。特に日本橋系工事事件では、政官業の癒着と利権の構図が明らかにされ、構造汚職へと拡大し、通産官僚の逮捕に続いて、中曽根内閣の元閣僚であった稲村佐四郎代議士等も五月一日に受託収賄罪で起訴されました。また、今月十四日には、ロッキード事件の控訴審で佐藤孝行代議士には一審どおりの有罪判決が下りました。そこで総理にお尋ねしますが、自民党の総裁として、また中曽根派閥の長として、この問題をどのように受けとめておられるのか。両代議士に対し議員辞職を勧告すべきと思いますが、総理の姿勢をお尋ねします。

次に、海外援助に対する政府の基本姿勢をお伺いします。

言うまでもなく、開発途上国に対する援助は、被援助国の国民生活の向上と民生の安定に寄与するものでなければなりません。しかるに、我が国の援助の実態は必ずしもその目的を十分果たしているのか疑問であります。我が国のフィリピン援助が、マルコスの大巨万の蓄財と民衆抑圧の独裁政権延命に手をかけたことは否定することはできないのであります。逆にまた、マルコス側からブラックマネーが日本国内に還流して、日本の政治家に渡ったといううわさもあります。政府は、真相究明のため、またこの疑惑を晴らすためにも、フィリピン政府と協力して、国会に積極的に資料提供をすべきではないか、総理並びに外務大臣の答弁をお願いします。

また、海外援助プロジェクトの一つ一つが当初

の目的どおり実施され、効果を上げているかどうかの事後チェック機能の不十分さが目につきま。本院におきましても、五十八年度決算の警告事項として、「政府は、政府開発援助の原資が国民の税金等であることにかんがみ、同援助が相手国国民の生活向上と民生安定に資するため、適正かつ有効に使用されるように援助の実施手続及び評価体制の改善を図るべきである」とたゞいま決議されました。この警告決議を総理並びに外務大臣、大蔵大臣はいかに受けとめておられるのか、伺います。

さらに一歩踏み込んで、相手国と共同して我が国の会計検査院の検査ができるような道を開くべきと考えるが、重ねて総理、外務大臣、大蔵大臣の所見をお伺いします。

次に、国会における決算審査のあり方についてお尋ねします。

決算委員会の重要性はこれまでにもたびたび指摘されました。例えば、昭和四十三年三月七日の衆議院本会議において、時の佐藤総理大臣は、決算の重要性について触れ、編成前の予算審議は大変論議が交わされ、また非常に大事に扱われるが、一たん執行した後はこれらは等閑に付されている、そういうことは国民に対してはも相済まない、予算の執行が政策目的を果たしているかどうか、また不正、不当がないかどうか、こういうことを事後においてトレースすることは大変なことであると答弁しております。佐藤元総理大臣の高い識見をうかがい知ることができま。本院においても、五十七年二月に参議院改革協議会から議長あてに、審査日程の確保、総括質疑の充実、警告決議に対する事後措置の三項目にわたる

改善事項が答申され、今日に至っておりますが、これらの事項はいずれも内閣の協力なくしては実現できません。

しかるに、決算委員会への総理の出席は、五十八年度では審査回数十七回のうちわずかに締めくくり総括審査のときの一回だけで、しかも三時間程度というありさまであります。さらに、決算審査を通じて感じたことは、質疑者に対して、捜査中とか企業の信用問題を盾に答弁や関係資料の提出を拒む等、問題の解明に当たって極めて非協力的な態度であり、政府は決算審査の重要性を口にしたが、実際の行動は国会の決算審査を軽視していると言わざるを得ません。決算審査の重要性を一体どのように考えておられるのか、内閣の協力姿勢もあわせて総理並びに大蔵大臣にお尋ねいたします。

以上、私は、五十九年度決算に関して質問を行いました。最後に、三年半にわたる中曽根政治の総決算をしてみたいと思っております。

まず、中曽根政治に対する世論の高い支持率であります。かつてヒトラーがラジオを宣伝の武器に使ったように、中曽根総理はテレビを使つての大衆受けを意識したスタンドプレーがやたらに目につきます。総理御本人が一番よく知っておられることとごさいます。高き支持率は、総理の格好よさ、口先のうまさ、外国語が話せる等の知的行動派の印象を映像を通して国民に植えつけることによる計算され、つくり出された人気であると断じて間違いないと断言いたします。

一方、政治実績を振り返ってみますと、まず私的諮問機関を多用し、議会の形骸化をねらった国家主義的な手法が目につきます。また、与野党で

合意した減税には誠意ある態度を示さず、昨年の都議選では総理みずから大型減税を大衆に公約しておきながら、大型減税はいまだ実施されず、増税なき財政再建の公約もさきに述べたとおり実現不可能。その場限りの無責任な公約の乱発は、一国の総理のすることにしては目に余るものがあります。

さらに、健保及び老人医療費の本人負担の強化や、消費者米価、国鉄運賃など生活関連公共料金の値上げ、大衆課税の強化など、歴代政権さえもやらなかった国民生活の圧迫政治が矢張り早に行われたのであります。国民生活の切り下げを図る一方、防衛費だけは異常に突出させたばかりでなく、日本列島を不沈空母と名づけてアメリカの戦略にがっかりと組み込み、次々に憲法九条を空洞化させてきたのが中曽根政治であります。これによって日本の置かれた軍事的危険性は戦後最も高まってきたと言わざるを得ません。

ロン・ヤスを売り物にした中曽根外交も、内需振興策をとらずして国際収支の大幅黒字を放置したため、日本は国際社会で孤立化を招き、有史以来の円高というしっぺ返しを受け、国民は大きな痛手を受けています。このように国民が苦しんでいるときに、総理派閥の政治家が起訴されたり、現閣僚が次々に問題発言をするなど、政権は末期的な症状であります。

以上、三年半にわたる中曽根政治は、虚々実々の虚で塗り固められた政治であるといっても言い過ぎにならないと確信するものであります。このことを後世の史家が必ず明らかにすることを予見し、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曽根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曽根康弘君) 梶原議員にお答えをいたします。

まず、臨時国会の召集や解散、中小企業、円高対策の問題でございますが、目下通常国会の会期中であります。重要法案を審議している最中に臨時国会云々と言うことは不見識であると前から申し上げておりました。

中小企業対策は既に四月八日の総合経済対策によって実施しておりますし、また今国会におきましても円高に対する特別措置法も制定されて、今実施しております。なお、さらに円高情勢にかんがみまして中小企業対策を強化するために、サミットの前に私は各省大臣にその検討を指示しておるところでございますが、今その取りまとめをやっておりますので、どしどし実施していくつもりであります。

同時選挙の問題は、前例もありまして、違憲ではないと確信しております。解散は考えておりません。

次に、財政再建の問題でございますが、六十五年度特別公債依存体質脱却という努力目標、これは容易ならざることではありますが、旗をおろすわけにはまいりません。今後、歳入増大、税外収入、国有財産の処理、民間活力の活用、金融の弾力的運用等総合政策を実施しつつ、所期の目的に向かって邁進する決心であります。

次に、円高と内需拡大策でございますが、先ほど申し上げましたように、四月八日の総合経済対策を着実に実施しており、今後とも、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るため、内外の経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、機動的な経

済運営に努めてまいります。

五十九年度決算報告に対する所見であります。が、政府としては従来から厳正かつ効率的な予算の執行に努めておりますが、多くの不当事項等の指摘を受けておることはまことに遺憾であり、申しわけないと思っております。不当事項等については、その周知徹底を図るなど、再発防止に努めるとともに、予算の執行に当たる者のモラルの一層の確立に努めます。現下の厳しい財政事情にかんがみ、今後とも一層予算の厳正かつ効率的な執行に努めてまいります。

稲村、佐藤両議員への処理でございますが、これらは政党内の協議を見守っておるというところでございます。国会議員の進退の問題は、これは選挙によって出てくるという特別職でございますから、選挙民との関係が第一義であると思っております。その意味におきまして、これは本人がみずから決定するというのが適当であると考えております。

次に、資料の国会提出の問題でございますが、政府としては可能な限り資料の提出のための努力を行っておりますが、公表し得ない資料があることは御理解を願いたい。例えば、我が国の援助に係る事業の実施主体は被援助国でありまして、右事業は先方政府が民間企業との間で契約を締結して実施するものであり、契約の当事者でない我が国政府は、契約内容に係る事項を公表する立場にはないものであります。

なお、経済援助の実施手続等の改善でございますが、効果的、効率的な実施を行うべく努力してまいります。事前調査の充実、交換公文における援助資金の適正使用及び施設、機材等の適正な使

用、維持の義務づけ、評価活動の充実等の措置を講じており、御決議の趣旨に沿うように努力してまいります。

次に、会計検査の問題でございますが、援助にかかわる政府各省庁並びに国際協力事業団及び海外経済協力基金は従来より会計検査院による会計検査を受けております。他方、相手国に対する会計検査は、相手国の自助努力を支援するとの我が国援助の基本的考え方と相手国との関係等から見て、これは適当ではないのであります。

次に、決算審査に対する内閣の協力の問題でございますが、国会の決算審査は、予算の審査と同様、極めて重要であります。政府としても、決算審査の重要性にかんがみ、その審査についてはできる限りの協力を行ってきているつもりであります。また、その結果は、将来の予算編成や予算の執行に当たり十分留意し、反映させるよう努力いたします。政府としても、今後、決算の国会審査の重要性を十分認識して、決算審査の協力についてもできる限り努力してまいらる所存でございます。

中曽根政治に対する総括をお聞きいたしました。が、参考としてお聞きする次第であります。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕
○国務大臣(竹下登君) 私に対する第一問は、五十九年度決算報告に対する所見に、こういうことであります。

政府は、従来から予算の厳正かつ効率的な執行につきましても十分留意してきたところでございますが、多くの不当事項等の指摘を受けたということはまことに遺憾至極であります。これらの不

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 國務大臣の報告に関する件(昭和五十九年度決算の概要について)

六八二

当事項等の原因の主なもの、予算執行に当たる職員等のモラルの欠如、そして関係者の不注意、これらによるものと考えられます。各省庁においては常に業務の適正な執行に努めてきておられますが、特に指摘を受けた官署においては速やかに是正措置を講じ、また指摘を受けなかった官署においても、同じような指摘を受けることのないよう他の省庁の同じ事例の存否を点検するなどして、不当事例の再発防止に努力をしてきたところであり、本年度も各省庁の予算執行、そして決算担当者の会議、担当者の会計検査院の指摘事項の周知徹底、それから関係職員の資質の向上、綱紀紊乱の防止について努力をしなければならぬことは当然のこととあります。

次は、警告決議についての所見であります。まさに、委員会でもお答え申し上げましたごとく、御決議の趣旨に沿うよう今後とも万全の努力をしてまいり、このようなつもりであります。次が、他国との共同検査の問題であります。

この問題は、総理からもお答えがございましたが、いわゆるそれぞれの国の主権の問題がございまして、非常に難しい問題ではなからうかというふうに考えております。

それから最後のお尋ねは、いわゆる決算審理の重要性に対する佐藤元総理のお考え方を引用しての御質問でありました。

決算は予算執行の実績でありまして、国会におけるその審査は、予算の執行が所期の政策目的を果したのかどうか、これらについて審理検討をいただくものでありまして、まさに重要なものであります。政府としても、決算審査の重要性にかんがみて、従来からその審査についてはでき

限りの協力を行うという基本姿勢で対処してまいりました。そして、その審査結果は、将来の予算編成や予算の執行に当たって十分留意して、これを反映せしめなければならないというものであらうかと思ひます。総括して、今後とも決算の国会審査の重要性を十分認識いたしまして、決算審査への協力については可能な限りの努力を続けてまいり、いわば所管大臣としてそのように考えております。(拍手)

〔國務大臣安倍晋太郎君登壇 拍手〕

○國務大臣(安倍晋太郎君) 梶原議員の御質問にお答えをいたします。

フィリピンに対する経済協力関係資料の国会提出の問題でございしますが、いわゆるリベート問題の本質は、我が国企業が支払ったとされるもののコミッションがフィリピン政府高官に渡ったものか否か、また、それがフィリピン国内法に違反するか否か等の問題であります。したがって、第一義的にはフィリピン政府が主体的に真相究明すべきであり、その過程でフィリピン政府より正式の手續に基づいて協力要請があれば我が国としてできる限りの協力を行いたいと考えております。

他方、政府としては、対比援助を正規の手續に従って処理をまいっております。その実施は適正に行われておると信じておりますが、いわゆるマルコス文書の公表により我が国援助との関連で種々の指摘もなされておるところから、事実関係の調査に可能な限り努力してまいっておるわけでございます。その結果、改善すべき点があれば積極的に改善してまいりたいと考えております。

政府としましては、これまでも可能な限り国会

への資料提出に努めてきておるところであります。我が国援助に係る入札等実施企業の選定及び契約の締結等は、あくまでも事業実施主体である先方政府の責任において行われるものでありまして、右入札及び契約の当事者でない我が国政府は、入札の結果及び契約内容につき公表をする立場にない点は一つ御理解をいただきたいと思ひます。

次に、政府開発援助に関する参議院決算委員会の決議につきましては、我が国は、援助の適正かつ効果的、効率的な実施のため種々の措置を講じておりまして、これによって我が国の援助は全体として所期の目的を達成しておると考えておりますが、御決議につきましては、その趣旨に沿うよう今後とも努力してまいりる所存であります。

また、我が国の会計検査院による検査につきましては、援助にかかわる政府各省庁並びに国際協力事業団及び海外経済協力基金は従来より会計検査院による会計検査を受けております。他方、経済協力開発基金の経済開発のための自助努力に対して行われるものでありまして、その実施主体は相手国政府であつて、援助資金の使用は基本的に相手国自身の責任において行われるべきものでございます。相手国に対して会計検査を実施するとの考え方は、援助のあり方としては不適当であります。また、相手国との関係において経済協力の円滑な実施に支障を来すおそれもある、こういうふうに考えておりまして、不適当ではないか、こういうふうに思つておる次第でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 服部信吾君。

〔服部信吾君登壇 拍手〕

○服部信吾君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十九年度決算について、中曽根総理並びに関係大臣に質問をいたします。

決算議題に入る前に、総理の政治姿勢について若干伺ひたいと思います。

まず初めに、昨日総理は、各野党との党首会談を行ったわけでありませうけれども、その内容と感想を率直に述べていただきたい。野党側としては、去る五月十二日、田高における影響が余りにも大きく、早急にこの対策を練るべく総理に党首会談を要求したわけでありませうが、総理は打ちひしがれていて要求に応じなかつたわけでありませう。もしその時点で応じていれば、総理の言われる円高立法も会期中において成立していたわけでありませう。会期末を一日に控えて応じたというところに対して総理はどのように弁明するのか。総理の考え方は、円高対策を犠牲にしておくらせ、会期末ぎりぎりまで持っていき、総理の望んでいる衆参同日選挙を行い、自分自身の三選、延命を図るものだと一部批判があるわけでありませうが、総理はこの批判に対してどのように答えるのか。また、我々は、総理が意図する同日選挙は憲法に定められた二院制に反し、参院の緊急集会に支障を来し、さらに参院の独自性を破壊し、参院無用論を助長するもので、断固反対するものであります。

また、総理は円高立法を考えていると言われておりますが、その内容について述べていただきたい

い。また、仮に円高立法を提出するならば、行政指導で徹底的な数値策を行い、解散含みの臨時国会に出すのではなく、参院選後、時間をかけてしっかりとした対処をすべきであると考えるがどうか。政局不安定の中、ここで衆参同日選挙ということにでもなれば、かえって円高に苦しんでいる中小企業の方々に大きな影響を与えるのではないか。総理の御見解をお伺いしたい。

次に、総理は、定数は正法案が国会を通過した後、総裁談話を発表するようであります。新聞報道によりますと、定数は正がなされ、速やかに合憲の国会が実現することが望ましいとの内容となっておりようであります。このような談話を発表する理由は何か。もし総理が考えている臨時国会を召集し衆参同日選挙を行うためのものであるならば、これは党利党略以外の何物でもないとの批判は免れないのであります。また、違憲の疑いのある同日選挙で合憲の国会をつくることは矛盾すると思うがどうか。総理の明快なる答弁を求めるものであります。

次に、五十九年度の経済運営についてお伺いたします。

我が国経済は、現在このような急激かつ大幅な円高に見舞われ、産業界を中心に厳しい状況に追い込まれております。私は、今日のような事態は、ここ数年政府が内需拡大を怠り、外需依存の経済成長を放置してきた結果であると言わざるを得ません。円高の背景となっている我が国の経常黒字は、五十八年度において政府見通しの九十億ドルを大幅に上回る二百四十二億ドルに達し、本来であれば、五十九年度予算において積極的な内需拡大策を実施し、経常黒字の縮小に取り組むべきであつたのであります。

とて、政府は、五十九年度の税制改正で七年ぶりの本格的な所得減税と増税したものの、その見返りにそれを上回る増税を行い、しかも公共料金の値上げ、さらに健康保険の被用者本人の給付率の引き下げ等福祉の後退を強行し、国民は厳しい生活を強いられたいのであります。これでは消費拡大につながらず、内需拡大に弾みがかからないのも当然であります。私は、五十九年度政府の財政、経済運営は極めて問題があつたと指摘せざるを得ないのであります。外需依存型経済をさらに拡大させた五十九年経済運営について、総理の御所見を伺うものであります。

次に、円高対策について具体的にお伺いたします。

昨年九月以来、余りにも急激に高騰する円相場は、我が国の輸出関連企業、特に中小零細企業に對して大きな打撃を与えているのが現状であります。そこで、我が党は、かかる深刻な事態を重視し、本年三月から四月にかけて全国の中小下請企業千社における実態調査を行ったところですが、その結果に基づいて若干質問を行います。

調査結果によると、中小企業において大変厳しい金融事情と、仕事がない、何とか仕事を確保してはしとの要請があつたわけですが、そこでまずお伺いしたいことは、政府系中小企業金融機関の融資限度額の引き上げ、金利の一層の引き下げを図るとともに、既往貸付金の返済条件の緩和、信用保険法に基づく普通保険、無担保保険及び特別小口保険の付保限度額の引き上げを図るべきであると思うがどうか。

ている中小企業を守るため、親企業に対する監視指導を行い、下請代金支払遅延等防止法の運用強化、下請企業振興協会の下請あっせん業務を強化し、公共事業等に係る元請業者への代金支払いについては現金で支払うよう指導監視すべきと思うがどうか。国及び地方公共団体は、中小企業の仕事量を増加するため地元中小企業への優先発注、官公需適格組合の積極的活用を努めるべきと思うがどうか。

最後に、円高問題の相談窓口を地方通産局、地方自治体、商工会等に設け、円高から中小企業を守るべく、きめ細かな経営の相談事業を早急かつ適切にすべきと思うがどうか。この点についてお答えを願いたい。

次に、行政改革について若干お伺いたします。第二次臨時行政調査会の後設置された臨時行政改革推進審議会の最終答申も間近であります。この改革審議会後、これにかかわる行革の推進を監視するための第三者機関の必要性を含め、総理の考えをお伺いしたいと思います。あわせて、今後の大きな課題であります国と地方との職務権限及び財源の再配分についての取り組みについていかれるのか、方針をお伺いいたします。

次に、マルコス疑惑の解明についてお伺いたします。

この疑惑解明については、衆参両院において特別委員会を設置し、当初、政府は積極的な取り組みの姿勢を示したわけでありましたが、いざこの委員会を開催してみると、その積極姿勢は全くかけ声倒れのポーズにすぎないのであります。重要質問に對しては何ら解明のための前向きな答弁はせず、我が国の疑惑企業に對する資料要求に對して

は企業秘密等の理由によって何ら提出しておらず、何のための特別委員会かと言わざるを得ません。そこで、ここで伺いたいことは、現在我が国において一兆円以上の国民の血税を海外援助に投入していることを考えるならば、早急に会計検査院法を改正し、これら援助に對する実りある検査ができるようにすべきではないのか。また、現在進められているODA開発援助による第三次中期目標四百億ドル計画について見直しをしないのか。

また、政府開発援助基本法の制定を急ぐべきではないかと思うが、あわせて伺いをしておきます。最後に、スポーツのあり方が教育に与える影響を総理及び文部大臣にお伺いいたします。

最近のアマチュアスポーツ界の傾向として、従来のあり方とは根本的に異なるような商業主義の台頭とアマチュアリズムの急激な後退という現象が見られているのであります。例えば、日本陸上競技連盟の選手への出場料、賞金の還元や日本サッカー協会の賞金つき大会の実施決定もこういう流れの一例であります。このような傾向が今後強まることにより、物質的利益や名声を追い求めないというアマチュアリズムの精神が失われていくことを危惧するのであります。特に、我が国のスポーツが学校教育を中心に発達し、心身育成のための教育の重要な方法として取り入れられてきた側面を考えると、商業主義の台頭によって金のため、高利得を求めて金権主義的考へ方が中学、高校生などを初めとする青少年へ波及し、教育に非常な悪影響を及ぼすのではないかと懸念しております。これらの点に對してどのような対応策を講じていくつもりなのか、お伺いしたい。また、このようなアマチュアスポーツ界の流れ

昭和六十一年五月二十二日 参議院会議録第十九号 国務大臣の報告に関する件(昭和五十九年度決算の概要について)

六八四

の中で、今回、日本体育協会が制定したスポーツ

憲章は、全く現状を追認しただけのものと言つて

よいのであります。この憲章によれば、体協加盟

の各種競技団体の競技者規程は各団体に全く任さ

れており、選手の商品受領やプロ選手登録の是否

について体協が口を挟まないことになっているの

はアマチュアスポーツ界の総本山と自負する体協

の形骸化であり、責任放棄と言つてよいと思うの

であります。この点の歯どめ措置は必要と考えま

すが、文部大臣の見解をお伺いいたします。

次に、体育、スポーツ関係の補助金についてで

あります。

近年の文教関係予算の抑制傾向の中でスポーツ

関係の補助金も圧縮されており、例えば日本体育

協会に対する補助金もこの五年間、毎年度一億円

程度削減されている状況であります。こういった

ことがアマチュアスポーツ界の商業主義への接近

の一要因となっているとしたら、政府の施策がこ

のような方向を助長しているとも言えるのであり

ます。教育を看板に掲げる中曾根内閣としても、

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 服部議員にお答えを

いたします。

まず、党首会談の内容に対する所見でございます

が、有益な御意見をきくのは拝聴いたしました

す。御意見は参考をいたしたいと考えておりま

す。なお、今は定数は正などの重要法案の成立を

ただひたすら神仏に祈つておる次第でございま

す。

次に、円高立法との関係でございますが、これ

はサミットの前から円高に伴う中小企業対策を研

究するように各省に指示しておたところであ

り、今そのまとめの段階にあります。必要なもの

からどしどし実行してまいりたいと思つておりま

す。本日は円が少し安くなりまして、百七十円台

に手がかかったというところでございます。

次に、同日選挙の問題でございますが、私は解

散という言葉は一回も言ったことはないものであり

ます。通常国会中に臨時国会に対する言及という

こともこれは不見識であるといつて、このことも

一言も言つておらないのでございます。一切は白

紙であるとお考え願いたいと思つております。

円高立法につきましては、四月八日に決定した

中小企業対策を含む総合経済対策を着実に進めて

おります。さらにその後、国内産業、特に輸出関

連中小企業に与える影響等を注視しつつ、所要の

対策を検討するようにして、今取りまとめている

中でございます。

解散権に関する声明云々ということでございます

が、声明を行うということを示したというこ

とは私ありません。けさ新聞を見ましたが、あの

記事は誤りであります。

それから五十九年度の財政運営でございます

が、五十九年度予算においては、厳しい財政事情

のもとで民間資金の活用等による事業費の確保

等、内需拡大にはできる限りの配慮をいたしまし

た。税制面においても、適切な財源措置を講じつ

つ、本格的な所得税減税と投資減税を実施いたし

たのであります。五十九年度においては、物価の

安定が続く中で内外需のバランスのとれた景気振

大が持続したものと考えております。

次に、ポスト行革審の問題でございますが、こ

れまで行政機構の整理合理化、国家公務員の縮

減、電電、専売両公社の民営化、医療保険、公的

年金の制度改革、地方に対する国の関与の整理合

理化、地方行革の推進など、着実に行革審や臨調

答申を受けて推進してきていると思つております。今後

は国鉄改革や地方行革のさらなる推進等行うべき

ことが多々ございます。そして、行革審の今後の

あり方につきましては、最終意見の取りまとめに

向けて今精力的審議が行われている行革審におき

ましてみずから検討していただく、こういう考え

でおります。

国と地方間の職務権限の再配分の問題でござい

ますが、行政の簡素効率化及び地方自治の尊重の

観点から、できるだけ国、地方の役割分担と費用

負担のあり方について検討を行う、そして地方自

治の本旨に沿うような方向でこれを推進してまい

りたいと考えております。今国会に機関委任事務

を行うための法律案を提出したところであります。今

後とも整理合理化には努力してまいります。な

お、国、地方の役割分担等については、臨時行政

調査会、臨時行政改革推進審議会、地方制度調査

会等の御意見を踏まえて処理してまいります。

い、いわゆるマルコス疑惑の問題でござい

ますが、

対比援助は正規の手續に従つて処理してござい

ますが、その実施は適正に行われているものと信じて

おりますが、いわゆるマルコス文書公表により我

が国援助との関連で種々の指摘もあるところか

ら、これらの事実関係の調査に可能な限り努力し

ておるところであります。その結果、改善すべき

点があれば今後改善していく所存でございます。

政府としては、可能な限り資料の提出のための努

力を行つておりますが、公表し得ないものもある

ことは御理解願いたいと思つてござい

ます。

海外援助に対する会計検査の問題でござい

ますが、援助にかかわる政府各省庁並びに国際協力事

業団及び海外経済協力基金は、従来より会計検査

院による検査を受けております。他方、相手国に

対する会計検査は、相手国の自助努力を支援する

との我が国援助の基本的考え方、独立国家とし

ての双方との関係等から見まして適当ではないの

であります。

アマチュアスポーツの問題でござい

ますが、今

回の日本体育協会のスポーツ憲章は、アマチュア

スポーツ発展のための精神を基調として、最近の

一連の国際的動向を踏まえ、慎重審議を重ねた上

で制定されたものと承知しております。アマチュ

アリズムの後退や、教育に悪影響を及ぼすことの

ないように、商業主義に過度に汚染されないよう

にやはり十分注意する必要があると思ひ、日本体

育協会を指導してまいる所存であります。

体育、スポーツ関係の予算につきましても、こ

れらの施設の整備、指導者の養成、海外派遣等

については大いに協力してまいりたいと思つており

ます。(拍手)

ます。現下の厳しい財政事情を踏まえながらも、体育、スポーツの振興に努めますが、特に市民野球場とかテニスコートとか、あるいはグートボールの用地とかプール、こういうようなものはできるだけ地方団体と協力しまして整備するように努力してまいりたいと思っております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず、所得税減税問題からお答えをいたします。

去る五月二十日の自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、社会民主連合の政調・政審会長会議におきまして、所得税減税については継続して協議するという内容のお話があったということは承知いたしております。政府といたしましては、税制調査会において、公平、公正、簡素、選択並びに活力といった見地から、所得税負担のあり方を含め、シャープ税制以来の税制全般にわたる広範な検討が進められて、去る四月二十五日には、個人所得課税及び法人課税の軽減合理化の方向についての中間報告が取りまとめられた、これが現段階でございます。秋に示される包括的な指針を待って適切に対処してまいりたい、このように考えております。

それから次が為替問題でございます。

為替相場は、基本的には各国の経済ファンダメンタルズを適正に反映することが望ましいわけでございますが、具体的にどのような相場が適正かということにつきましては種々議論のあるところでありまして、また為替市場への影響もありますので通貨当局者が言及するわけにはまいりませ

ん。いずれにせよ、相場の安定、これが何よりも重大でございますので、政策協調を進めると同時に、必要に応じた適時適切な介入ということで対処すべきであると考えております。

それから公共事業のいわば下期における不足分についての対応の仕方についての御意見がありました。

まずは、これから前倒し執行、こういうことが行われてまいります。そうして次には、いわゆる交易条件の改善に通じますところの内需拡大効果がいわば円高のプラス面によって出てまいります。それから三次にわたる公定歩合の引き下げ、これが十九日から稼働しておる。さらに、原油価格が下落いたしました三月入着分からかなりの低下をもたらしておる。そういうようなことを勘案いたしますならば、いわば内外需のバランスのとれたインフレなき安定成長、これが持続をされるものであるというふうに考えております。

それからODA目標を見直すべきだ、こういうことでございますが、財政事情を勘案しながら、今後とも第三次中期目標を踏まえてODAの着実な拡充を図ることとしていくところであります。したがって、究極的には負担する国民の納得を得なければならぬわけでありまして、ODAが適正かつ効果的また効率的に実施されることが必要であるという基本的考えでもって最大の努力を払ってまいりたい、このように考えております。

(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 政府系中小企業金融機関の融資限度額の引き上げ、貸付金利の引き下げ、既往貸付金の返済条件の緩和、あるいは信用

保険法に基づく普通保険、無担保保険、特別小口保険の付保限度額の引き上げを図れということでございますが、これは従来から中小企業の資金調達の円滑化を図るために、政府関係の金融機関の今言ったような問題は、それぞれ御趣旨の線に沿って枠を拡大したり、金利を下げたりやっております。

金利の点は、御承知のとおりだと思いますが、例えば中小公庫、国民公庫の貸出基準金利は十二月二日に七・五だったものを十二月二十八日に七・二に下げて、ことしの二月二十八日に六・九に下げて、三月二十八日に六・四と、たった四カ月以内に三回も引き下げをやっております。したがって、現在の引き下げといっても、預金金利があつて貸出金利があるわけですから、それを無視してまではできない。もっと下げるということになれば、財政措置を講じるか、法律を改正して、そして政府に預ける金利をもっと下げるかというところでございますが、総理大臣が言っているように法律改正の話は今ではできませんから、だからこれは今後はもう限界までやっておりますということなんです。

信用保険の付保限度額も、これは二倍にこの間引き上げたばかりでございます。既往の貸付金の返済をもう少し下げてやれというお話なんです。これは個別、個別によりまして中小企業者の経営状況を見ながら十分対処しない、一律というわけにはいきませんから、したがって非常に困っているようなものについては十分配慮しないといふことを通達を出して指導いたしております。それから円高差損を理由に親企業が不当に中小企業を圧迫しているのじゃないか、だから支払遅延

等防止法の運用をもっと強化して指導せよ。まさに御趣旨のとおりでありまして、これは通達を発しまして御趣旨のような指導をいたしております。また、通達なども、親企業者には三月十四日付で、一千万円以上の親企業四万五千四百九社に對して、ともかくそういうようなことをしなさんなという通知を出しております。

それから支払い代金について親企業者がいじわるするなという話なんです、これも今言ったようなことでちゃんと指導をいたしております。

それから官需、これをもっと拡大せよ。これもしよちゅう官需の拡大につきましては指導をいたしております。年々実績が実は上がっております。例えば、昭和四十一年ごろは約二六・〇の官需の中小企業の受注率であつたわけですが、だんだん、だんだん上がつてまいりまして、五十九年の統計では三六・八というように上がつております。六十三年は三九・五、さらに時節柄中小企業に官需をもっとやれという指導をいたしております。結果はまだ出ておりませんが、御趣旨のようによつております。

それから窓口相談をもっと商工会を通してやりなさいということなんです、これもことしの二月に中小企業庁と各通商産業局に相談室を設けました。また、四月八日の総合経済対策において商工会、商工会議所の相談窓口の拡充強化、これをするように各都道府県に通達を出して指導をいたしております。だんだんに末端でも利用者がふえてきたということでございます。

以上であります。(拍手)

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 國務大臣の報告に関する件(昭和五十九年度決算の概要について)

六八六

〔國務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(安倍晋太郎君) 服部議員の政府開発援助基本法の制定に関する御質問。政府開発援助基本法をつくれという御質問でございますが、我が国二国間いわゆるODAのうち、円借款につきましては四省庁体制、すなわち外務省、経企庁、通産省、大蔵省、この四省庁のもとで、外務省が対外的な窓口となりまして、海外経済協力基金を通じて実施をしておるわけでございます。また、無償資金協力につきましては、国際協力事業団の協力を得て外務省が実施をし、さらに技術協力につきましては、外務省が案件ごとの関係省庁と協議しながら、JICA、すなわち国際協力事業団を通じて実施をしておることであります。

以上のように、外務省を中心とする現在の実施体制は全体としては順調に機能しておると考えておりますが、今後とも現行体制の運用面での改善強化を通じて必要な措置がとれると考えておりますので、新たに援助法の制定は必要ない、こういうふうに思っております。また、援助の細目につきましては、現行法令以上の規定を法律で決めることはむしろ外交上必要な弾力性を失わしめることにもなりかねない、こういうふうに思っておりますのでございます。(拍手)

〔國務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○國務大臣(海部俊樹君) お答えをいたします。アマチュアスポーツに資金が出るようになった、それを体育協会が認めるような憲章をつくったという点に関しての先生の幾つかの御心配に基づく御質問でございますが、これは御承知のように一九八二年国際陸連が規定を改正いたしましたから、ボストン・マラソンにおいても、ことしの

ロンドン・マラソンにおいても賞金が出るレースが行われるようになった。こういう国際的な風潮をとらえて判断をいたしますと、有力選手が参加しなくなるようなレース、あるいは参加しなくなってしまうと我が国の選手が海外の選手と交流する機会がなくなってしまうということ等も踏まえて、国際的な大きな流れの中で体育協会はこのスポーツ憲章を制定したものとして聞いております。

しかしながら、御指摘のようにアマチュアスポーツの純粋性は守っていかなければなりませんし、資金目当てのアマチュアスポーツになったのでは、その趣旨や精神がいずこにありやということにもなりますので、私どもは、日本体育協会を通じて各競技団体に、適正な内部基準をきっちと決めて、このような風潮に害されないように、あくまでアマチュアスポーツの精神を貫いていただきたいと強く期待をしておるところであります。

二番目に御質問の、競技会に賞金が出ることによってアマチュアリズムが失われることのないように文部省は積極的に指導をしるということですが、全く同感でありますので、この趣旨に沿って努力をしていきたいと思っております。

第三点の予算の点につきましては、日本体育協会に対し今年度十二億八千三百万円の予算を組んでおりますが、今後とも体育振興のためにはできるだけ努力をいたしたいと考えています。

第四点の、青少年の育成のためにスポーツ振興の上からスポーツ関係補助金予算を取れというお考えであります。私も、結果として青少年の健全育成のためにスポーツの果たしておる役割は極めて大きいわけでありまして、従来も施設整備とか指導者の養成、国際競技力の向上、ま

たスポーツ振興を通じて健全に育成するように政策的努力を続けてまいりましたが、これからの御質問の趣旨に沿うように努力をしてみたいと思っております。

最後の、スポーツ憲章の制定に当たって、体協に加盟していない例えは高校野球連盟などに対してはどのように指導するかという御指摘ですが、憲章は体育協会に加盟しておらない団体には及ばないわけでありまして、体育協会加盟の団体の主催する競技会などに児童生徒、学生が参加する場合には、悪影響が及ばないように教育的な配慮から十分な指導をしてみたいと考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 立木洋君。

〔立木洋君登壇、拍手〕

○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十九年度決算に関連し、総理並びに関係閣僚に質問します。

冒頭にただしたいことは、総理は円高対策を講ずるために臨時国会を早期に召集する意向だと伝えられていることとあります。

これは口実にすぎず、実は臨時国会で衆議院を解散し、総理自身の党利党略に基づく衆参同時選挙を強行するためであることは衆目の一致するところとあります。自民党政府自身が、国民の苦しみのもとになっている円高をつくり出し、しかもそれをみずからの党利党略に利用するなどということは断じて許されぬことであります。総理は、この演壇で、憲法の二院制度の精神に反する衆参同時選挙は行わないと明言すべきではありませんか。

今日重大化している急激な円高に至った責任の所在と円高対策について、次に質問をいたします。

言うまでもなく、アメリカの財政赤字や貿易赤字の最大の原因は、レーガンの大軍拡や多国籍企業の海外活動など、アメリカ自身の問題にあることは明白であります。このことを総理はアメリカに率直に指摘をすべきであります。アメリカみずからの政策の誤りやそのために生じた困難に対して日本が責任を負う必要は毫もありません。今、中小企業や産地は、当面せめて二百円に戻してくれと痛切に訴えております。政府はこの当然な要求にこたえ、円高を是正する毅然とした態度を内外に公にし、対外的にも必要な措置を求めるべきであります。答弁を求めます。

政府は、昨年九月以来、アメリカのドル高は正策を積極的に促進してきました。レーガンの、円高は貿易収支調整に役立っているとの主張を受け入れ、一方的に我が国の輸入拡大や農業、中小企業、石炭産業などの切り捨てを進める産業構造調整を約束し、サミットでは我が国への内政干渉を認める相互監視機構の設置までが合意されました。総理や蔵相は、今日、行き過ぎたとか緊急事態など述べていますが、これまでレーガンの言いなりになってきて生じたこの円高の責任についてどう考えているのでしょうか。アメリカ経済の責任を他国に転嫁するレーガンに追随するのではなく、輸入大国化や産業調整の対米公約、相互監視機構の設置合意はすべて破棄するよう求めます。また、膨大な貿易黒字を招いた大企業による輸出ラッシュについていえば、トヨタ、松下など、この五年間に二倍に輸出を伸ばしてきました。そ

の根源には、低賃金、長時間超過労働、下請中小企業の締めつけがあることは周知のとおりであります。抜本対策は大企業のこの横暴を規制することであり、少なくとも労働時間短縮、賃上げ、下請工賃引き上げ、減税など真の内需拡大にすぐ着手すべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、中小企業対策についてであります。

中小企業への緊急融資については、政府にやる気さえあれば、利子補給によって産地中小企業への融資は激甚災害並みの金利三割を適用できるではありませんか。しかもこれに要する経費は六十億円、日立製作所一社への補助金七十億円にも満たない額であります。直ちに実施するかどうか明確にしたいです。

さらに、円高差益の還元の問題ですが、今回、通産省の認可した電力、ガス料金の引き下げは余りにも企業寄りのものであります。それは、現状を無視した為替レートや原油価格の見直しという点でも、算定基準を前回認可時ではなく八四年度に置いたことでも、全額消費者に返すべき差益であるにもかかわらず三分の一を電力、ガス会社の利益として留保したことも極めて不当であります。公正な試算をすれば、さらに一兆円以上の国民への還元が可能であります。私は、政府に再検討を強く求めるものであります。

次に、漁業の問題です。

二百海里時代が十年目を迎えた今日、とりわけ我が国の北洋漁業は深刻な苦境に陥っており、これは、政府が根本的対策を怠り、資源の乱獲、浪費の体質を改める施策を実施せず、ただ既得権の確保にのみきゅうきゅうとしてきた結果で

あります。特に中小漁業者、沿岸漁民の安定した操業の育成を怠ったことは重大であり、大手水産会社本位、遠洋漁業優先の漁業政策、対米追随外交、対ソ非友好的外交を改めるべきであります。政府は、速やかに二百海里時代に対応できる我が国の漁業政策を確立し、必要な対外措置を講ずべきであり、当面、既に出漁予定日を過ぎた日ソサケ・マス交渉の早期妥結を図るべきであります。また、一月以降の交渉遅延や今次交渉結果生じた事態についても、政府の責任において漁業・水産関係者に完全補償することを求めます。

次に、金権腐敗の一掃について伺います。

ロッキード裁判の二審でも佐藤孝行、橋本登美三郎両被告に有罪判決が下され、判決は被告に対して、自己の非を全く省みない態度に終始していることとさへ指摘し、二階堂進、加藤六月両議員にも金が渡されたこと及びその性質も明白としています。ロッキード疑獄の真相究明と政治的道義的責任の明確化のために政府・自民党は一体どんな自浄能力を発揮したのでしょうか。田中議員辞職勧告決議をあくまで拒否し、証人喚問を棚上げしたまま航空機調査特別委員会も解散しました。総理、あなたが本場に有終の美を飾りたいのであれば、いろいろを受け取ったことの明らかなこれらの議員に対して毅然として辞職を迫るべきであります。

燃系工連汚職についても同様であります。改めて言うまでもなく、この事件は、構造不況にあえぐ中小繊維業者の弱みにつけ込んでいろいろを受け取るという政治家としての恥すべき行為であります。総理、あなたは、この事件についても、稲村佐近四郎議員が自民党を離党すればそれで責任を

免れたとお考えなのでしょう。

マルコス疑惑についても、その解明はほとんど進んでおりません。その原因が政府・自民党にあることは全く明らかであります。フィリピンに対する借款について、個別企業の契約内容を示す資料を国会に提出し、関係者の証人喚問を行うことが真相の究明を進めるかぎであることは明白ではありませんか。フィリピン政府自身が協力を明言しているのに、なぜ日本政府がそれを渋るのでしょうか。私は資料提出と証人喚問の実行を強く要求するものであります。

マルコス疑惑は、我が国の対外経済協力が関係企業の悪徳商法と結びつき、マルコス独裁政権延命に利用されていたことを示すものであり、我が国の対外経済協力のあり方の根本的見直しを迫っております。我が国の対外経済協力について、経済協力計画や実施状況など、国会での審議制度も含めてその抜本的改善を行うべきだと思います。が、総理の見解を明らかにされたい。

最後に、今日、人類にとって緊急の課題である核兵器廃絶についてであります。

本年一月のソ連の核兵器廃絶の提案に見られるように、核兵器廃絶の課題が国際政治の日程に登場し、核兵器廃絶を求める世界の世論がますます高まっているとき、東京サミットの宣言が、日本国民の願いと世界の核兵器廃絶の世論に背を向けたことは極めて重大であります。これは核兵器廃絶のゴルバチョフ提案を棚上げしたレーガン米大統領の態度を評価するという合意に端的に示されています。総理が核兵器廃絶を口にされるのなら、世界で唯一の被爆国で開いたサミットでなぜ堂々と主張しなかったのですか。

以上、責任ある答弁、見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 立木議員にお答えをいたします。

まず、臨時国会や解散、同日選挙のことでございますが、ただいまは通常国会開会中で重要法案を審議中であります。このときに、臨時国会のことを言及することは不具議であると前から申し上げておるとおりであります。解散は考えておりません。

次に、アメリカの財政赤字、貿易赤字の問題につきましても、私はアメリカ大統領との会談あるいはサミットの場等を通じて、これが是正方を強く今までも要望してきておるところでございます。

円高の問題につきましても、サミットの場におきましては、長期的に為替相場を安定させることが望ましい、そういう意味で一般論として合致したのであります。そのために主要国間で相互監視を行うことを合意いたしました。また、有用な場合には為替市場に介入するとのウィリアムズバーグ・サミットの合意も再確認してきておるのでございます。

円高の責任の問題でございますが、これは市場というものは思惑やあるいは経済の動向によって常に流動しておるもので、相場は相場に開けと言われているとおりで、簡単にいえば相場の責任は相場にあると、こう言わざるを得ないのであります。しかし、我々としては、長期的に見て経済のファンダメンタルズに合うように安定的な適正な相場を維持することが経済政策としては望

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 國務大臣の報告に関する件(昭和五十九年度決算の概要について)

六八八

ましいので、そういう点については十分注意しつつ努力しております。

次に、産業調整等の問題でございますが、この国際経済に調和する日本経済の構造改革等をうたったいわゆる経緯研報告は、まことに時宜を得た、適切かつ貴重な報告であると評価しておるところであります。アメリカに対しては、これを公約として約束したというようなことは全くありません。政府は、先般、経済構造調整に関する具体的な検討項目、時期、手続等を定めた要綱を決定して、その着実な推進を図っておるところでございます。

次に、内需拡大のための時短、賃上げ、減税等の問題でございますが、やはり長期的に見ますと、国際協調型経済推進のために内需主導型の経済成長を図るというように、あるいは時短の問題等も、これは考えなければならぬという課題にはなっております。この観点から、五月一日に経済対策閣僚会議において経済構造調整推進要綱を決定しました。この中で、賃金については、産業労働懇話会等さまざまなレベルで、経済成長の成果が賃金にも適切に配分されるよう労使のコンセンサスの形成を図っていくこととし、労働時間の短縮については、夏季における一週間以上の連続休暇の普及に努めることや、労働基準法の改正の検討等について決定したところでございます。労働時間の短縮については、昨年十月に内需拡大に関する対策の中で既に週休二日制の拡大のための対策を決定し、その実行に努めております。

なお、減税については、今税調で審議して、秋の包括的な答申を待っておりますところでございます。

す。

ロッキード問題に関する議員の問題でございますが、目下裁判が係属中でありまして、これを見守っておるということでございます。

政治倫理の問題については、各党で協議をして、いろいろと御議論を願いたいと思っておりますのでございます。

議員の進退の問題は、選挙民との関係が最も重大でございます。本人が選択すべきものであると考えております。

資料の国会提出、証人喚問の問題でございますが、可能な限り資料の提出のための努力を行っております。しかし、できないものもあるということとは申し上げたとおりでございます。企業関係者等の証人喚問については、国会において検討される問題であると考えております。

経済協力については、援助が適正かつ効果的、効率的に行われていると信じておりますが、改善すべき点があればもちろん改善しなければならぬと思います。本年二月、対外援助のあり方について、総理大臣の諮問機関である対外経済協力審議会に対し、今後の経済協力を進めるに当たり留意すべき基本的事項について諮問をいたしました。なお、具体的な協力計画や実施状況の国会による審査、承認は、事前に我が方考え方が相手方に明らかにされるということ、外交交渉上必要な機動性が失われるということ、援助の円滑かつ迅速な実施に支障を来す等の問題点があると考えております。

次に、東京サミットにおける核廃絶問題でございますが、今次東京サミットにおきましても、東京宣言にあるように、米ソ軍備管理交渉に関し、

米国の交渉努力を評価するとともに、ソ連もまた積極的に交渉するよう呼びかけることで合意いたしました。私自身も、核兵器の廃絶に向かって具体的に平和と軍縮を進めさせるよう、特に第二次米ソ首脳会談を必ず行いうように、これは継続するというところに意味があるということを強調いたしまして、大いに力説したところでございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)
〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず最初は、急激な円高、この責任、こういうことであります。したがって、総理からも既にお答えがございましたが、国際的対外不均衡が依然として大きい。したがって、やはり為替相場場の安定が何よりも大事でございます。それから、政策協調、そしてさらには適時適切な介入、これが必要であるというふうに考えております。

それから次が、私に関する守備範囲から申しますと、いわゆる主要国間のサーベイランスの強化というのは内政干渉のおそれがないかと、こういう御趣旨の御発言がありました。各国と協力して、お互いが相互干渉を行うということは、これはまさに経済政策の協調の基礎ともなるべきことでありますので、非常に重要なことであって、内政干渉とはほど遠いものであります。

それから次が、二百円という数字を出しての為替レートに対する御意見がございました。この問題、いわゆる産業界におきましては業種別に種々議論がございます。しかし、具体的にどのような相場が適正かということは、これは通貨当局者は発言を差し控えるべきものである。いず

れにせよ、安定が重要でありますから、政策協調等々これからも十分進めてまいりたいと思っております。

それから北洋漁業の問題等についての御意見を交えての御質問がありました。

今後は、中長期的な展望に立って、我が国漁業全体の再編整備を推進することが必要ではなからうかというふうに考えておりますが、基本的には、今回の交渉の結果に伴って影響を受ける漁業者等について講ずべき対策ということは、これは農林水産大臣とよく御協議申し上げて検討してまいりたいというお答えにとどめておきます。(拍手)
〔國務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) アメリカのドル高は正にこたえて輸出関連中小企業が困っている、だから面倒を見ない。これは、輸出が増大したのは、大企業が中小下請それから労働者をいじめて稼いだというふうなお話ですが、私はそう思いません。これはみんなが協力をして輸出が伸びた。特に去年の決算のときに、ある大手の会社の社長が、数千億の史上初めての巨額な利益を上げたことについて、これは皆さんの御努力もさることながら、思いもかけない円安によって生じた利益ですということを去年言いましたよ、新聞に載っていました。ですから、そういうふうないろいろなものが出て出たものである、そう思っております。したがって、中小企業金の金利問題については、先ほどもお答えいたしましたように、極力下げてまいりました。長期プライムは企業向けに最優遇金利ですが、それよりも中小企業事業転換等に関する法律に従って貸し出す金利は一・四とか一・一とか低い金利になっておりますか

ら、そのこともひとつ頭に入れていただきたいと存じます。

それから電気、ガスの再還元。私はこれは適切に、思い切りよくやったと思つてゐるほどよくやったのですが、それが民間に三分の一ぐらい、三割ぐらゐまだ残しておくのはけしからぬ、皆吐き出せ、そういうお話でございますが、これは円レートを百七十八円に見たと。しかし、幾らに見たらいいのかわれませんが、幾らになるかわかる人はこれはいまね、したがって三ヶ月間の平均で見た、それしか見ようがないということですよ。それじゃまた、今百七十円が八円ぐらゐげたを履いてゐるのじゃないかと。げたを履いてゐると言へばげたを履いた格好になるかもしれないが、これは別な面もあるんです、実際は。

どういふ面があるかという、例えばガス会社なんかは、大手は七五％天然ガスなんです。天然ガスは石油換算で一バレル今二十七ドルなんです。にもかかわらず二十三ドルで見込み発車をしているわけですよ。まだ下がってないんですから、下がってないものを四ドルも下げちゃって、これは見込んであるわけですよ。石油がもう少しでも下がってくれるかと思つたら、何だかきのうあたりから少し高くなつて、一バレル十六ドルとか七ドルとかという、私は心配している、実際は。天然ガスがまだ下がってない。それを下げちゃつてゐるんです。それで見てゐるんですから、かなり危険な、危険といつては何ですが、それは思い切つて還元しようということをやってゐるわけですから、多少の安全係数を見ないと危なくてできない。途中でまた三ヶ月もしないうちに値上げだ、そんなことはできません。したがって、極め

て大胆、適正、思い切つてやったものであるということを御承知願ひます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣(羽田孜君) まず、二百海里時代の漁業施策につきましてお答えを申し上げます。

昭和五十二年、米國、ソ連、これらの國が二百海里体制をしかれて以来本格的に二百海里時代が到来したといふふうに認識しております。そのような環境変化の中にありまして、我が國の長く続けてまいりました遠洋漁業、これを存続するため今日までも粘り強い交渉を続け、存続を図つてきたところであります。それと同時に、やはり二百海里時代が到来したという中で、みずからの二百海里というものを大切にする必要がある。その意味で、とる漁業からつくり育てる漁業への転換をというところで、我が國周辺水域内の水産資源の維持培養と高度利用、新資源及び新漁場の開発、漁業の構造再編など、二百海里時代に対応すべく諸施策の推進に努めてまいつたところでございます。今後さらにこれらの施策の拡充を図りまして、魚たんばくの確保と漁業の振興を推進するために最善を尽くしてまいりたい、かように考えます。

次に、日ソサケ・マス交渉の見通しでございますけれども、本年の北洋サケ・マス漁業の操業条件について協議する日ソ漁業合同委員会第二回会議は、去る十二日から東京で開催されております。ソ連側は、これまでのところ、日本側サケ・マス漁業に対する評価を基礎として、今後三年の間にソ連サケ・マスの沖取りを禁止することもあり得べしという趣旨の声明を行うなど、非常に厳しい姿勢を見せております。今後の見通しにつきましては

してはまだまだ予断を許しませんが、政府といたしましては早期妥結のためにさらに最大限の努力を続けていきたいといふふうに思つております。しかしながら、協議は極めて厳しいことを率直に御報告を申し上げます。

最後に、日ソ漁業交渉に伴う関係漁業者等の救済対策でございますけれども、先ほど大蔵大臣からもお答えがございましたが、今次の日ソ漁業交渉に伴う対策につきましては、農林水産省ばかりではございません、関係省庁にまたがる幅広い対策を講ずる必要がありますので、北洋漁業対策に關係のございます十一人の閣僚の皆様方にもお集まりいただいて会議を開催するなど、政府といたしましてこれに挙げて取り組んでおるといふところであります。まず、関係漁業者の救済対策、水産加工工業等の経営安定対策、漁業離職者の雇用対策、地域振興対策などにつきまして、できるものから速やかに実施してまいり、その所存でこれから努めてまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 井上計君。

〔井上計君登壇、拍手〕

○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表しまして、ただいま議題となりました昭和五十九年度決算に關連して質問を行います。

去る五十九年二月、第百一国会の冒頭、中曽根総理は施政方針演説の中で次のように述べられました。

「我々を取り巻く内外の環境や時代の潮流には、最近顕著な転換の兆しがあらわれております。我が國も、政治、経済、文化、教育、福祉、外交、

安全保障等各分野をさらに総合的に再点検し、適切な改革を強力に推進し、転換期のハードルを乗り越え、日本の未来を開くべき時期に來てゐると確信いたします。しかしながら、その実現は決して容易なものではありません。それは、「もろもろのひずみを是正することであり、また、二十一世紀という未知の世界への挑戦と準備のため軌道を敷設することであるからであります。これらの改革と挑戦は、早晩日本民族が遭遇しなければならぬ宿命の試練であり、これを乗り越えてこそ、我が國の希望とさらに偉大な繁栄と発展があると確信いたします。私は、国民の皆様とともに手を携え、謙虚に國政の衝に当たつていく決意であります。」

私は、この格調高い総理の演説を聞いたとき、國民の一人として強い感銘を受け、同時に大きな期待を抱き、その後の総理の政治姿勢に対し重大な関心を持つてまいつたのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

また、竹下大蔵大臣は財政演説で、「我が國の貿易・經常収支は」「米國を中心とする世界景氣の回復を主因として大幅な黒字を続けており、諸外國では、我が國に対しその不均衡の是正を求める声が高まつてきております。」と認識をされながら、続いて、「為替相場の動向につきましては、昨年十一月以降、ドイツ・マルク等の欧州通貨は、米ドル金利の反騰懸念や國際政治情勢などを反映し記録的な安値となつておりますが、円相場は昨年十月以降比較的堅調に推移しております。今後、円相場につきましては、さきの対策に盛り込んだ資本流入の促進等を初めとした各般の措置の着実な実施と相まって、我が國經濟の良好な

ファンダメンタルズを十分反映したものとなるよう期待しております。今後とも関係諸国と密接な協調を保ちながら、円相場の変動に努めてまいりたいと考えております。と述べておられます。

当時の円相場は二百三十五円前後でありましたから、この演説からすると、この程度が我が国経済の実態からして適正と考えておられたものと思われるのであります。とすると、五十九年度の予算の編成方針と財政の見通しは明らかに誤りであったと言えます。

さらに、昨年九月のG5の合意とその後の円高政策は、自由貿易体制を守り、国際協調の立場からやむを得ない政策とするならば、政治的要請である先見性からして当然予測される事態を考慮して円高対策を確立し、並行して政策転換を実施すべきであったと考えます。ところが、政府の対策はすべてが後手後手と回り、いわゆる泥棒を見て縄をなう式の失政と強い非難がありますが、大蔵大臣はどのように認識しておられますか、お伺いをいたします。

さて、この数日間、円相場はやや落ちつきを見せておりますが、依然、先高感、先行き不透明感の異常な事態にあります。新聞報道は連日、円高不況による思切れ倒産を伝えております。円高が原因による倒産は既に百件を超え、さらに広がっております。また、輸出関連企業のみでなく、円高による輸入原材料の価格低下のため、極端な売れ行き不振となり、危機に陥っている業種、企業が増加しつつあるのであります。これらの原因は、円高のスピードが余りにも速過ぎて、企業に対応する準備時間が全くなかったことにあります。今さら言っても仕方がないとはいえ、せめて

五十九年度あたりから緩やかな円高政策がとられておれば、このような混乱や悲劇は防止できたものと思われれます。したがって、政府は改めてその責任を痛感し、適切な緊急対策を速やかに確立して対処しなければなりません。

私は、以上のような観点から具体的に対策を提言して、総理並びに関係大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

第一に、去る二月に実施された特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の拡充であります。特に融資条件の緩和、融資枠の拡大と信用保証法本法の改正に加え、保証協会への補助金の追加を行い、保証枠の拡大と無担保保証枠の拡大を速やかに実施し、さらにその金利を三〇程度の低利にすべきであります。大蔵大臣は、現在の財投金利からして不可能とお考えかもしれません。しかし、去る四月二十四日、私が補助金等特別委員会で提言したように、現行の財投金利は高金利時代に定められたものであり、低金利時代となった今日においてはその矛盾が生じていることは明らかであります。

この矛盾は、昭和五十九年度において既に表面化しております。すなわち、五十九年度の財政投融資の使い残しが約五兆円となっておりますが、特に政府系金融機関の未消化が目立っていることがそのあらわれであります。もちろん、資金運用部資金法の改正は時間を要するでありましようから、その間は予備費等から利子補給を行う等、政府はあらゆる方法を講ずべき責任があります。また、三〇の金利は難題ではありません。既に政府は二百海里漁業規制の際三〇の低利融資を実行していることを考えると、円高非常対策として低利

融資を行うことについては当然であります。また、円高不況による解雇、円高倒産による離職者が増加しつつあります。政府はこれらの対策として、職業転換給付金の支給、あるいは雇用調整助成金の助成率の引き上げ等を実施すべきと考えますが、いかがでありますでしょうか。

さらに、これらの対策と同時に、硬直化した従来の財政政策を反省し、財政出動によって速やかな内需拡大、景気の振興を図る政策転換を即時行うべきであります。また、当然のことながら、所得税の減税、投資減税等の拡大、公共事業費の追加、民間住宅建設の促進政策等々の積極政策に転換をしなければ、民間活力の促進は空念仏に終わる、財政再建どころか、反対に、元も子もなくなるという破綻の憂き目を見るようになることは明らかであります。

同時に、我が国の産業構造の転換を進める施策を確立すべきは当然であります。しかし、その場合、多くの事業者が転換の指導を行うことにならざるであります。それが弱者を切り捨てる政策であっては絶対なりません。そのためには、現在の特定産業構造改善臨時措置法を見直して、新たに「特定企業転換対策措置法」のような法律を策定し、設備の買い上げ、債務の肩がわり、長期低利の融資等、特定企業が進んで転換業のできる環境と条件づくりが必要であります。また、流通業、サービス業等の新分野の開拓、拡大も政治的責任として創出する政策が必要と考えます。

さらに、中高年齢労働者の職種転換のために、職業訓練制度の改正、拡充も必要であります。労働大臣はいかがお考えでありますか、お聞きをいたします。

以上申し上げましたが、この異常、非常事態の中で苦しんでいる多くの人たちに対し、きめ細かい、そして温かい施策を速やかに実施してこの難局を乗り切り、ともに手を携えて二十一世紀へ向かって力強く挑戦することができましように、中曽根内閣の有終の美を飾るため、総理の決断と勇気を期待し、さらに要望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曽根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曽根康弘君) 井上議員にお答えをいたします。

御所論は傾聴いたしました。私も中小企業政策については本当に大事な政策であると考えておるところでございます。

まず、貿易摩擦と円高の問題でございますが、我が国が国際経済社会に占める地位にふさわしい役割と責任を担い、自由貿易体制の維持強化、調和ある対外経済関係の形成及び世界経済活性化への積極的貢献、これを行うことが日本には必要であると考えております。そのために既に、市場アクセス改善のためのアクションプログラムを初め関税の引き下げ、基準・認証の改善等、着実に各分野においてかなり広範囲に政策を推進しているところでございます。今回の円高の定着を背景に、今後とも内需の拡大を図る中で、我が国市場の開放、輸入の促進、市場アクセスの改善等を推進してまいり、国際協調のための経済構造の調整を実施してまいりたい、中長期的な努力を継続していきたい、こう考えておるところであります。為替相場の問題につきましては、長期的安定が重要でございます。そのためには、各国との政策協調が何にも増して重要でありまして、今回のサ

ミットにおきましても、特に政策協調の点について強い合意を行ったところであります。相場の動きが急であり過ぎ、乱高下と判断される場合には適時適切に介入をいたしたいと思っております。既に実行もいたしております。今後とも、為替市場の動向には十分注意を払って、機動的に対処してまいりたいと考えております。

中小企業に対する対策につきましては、昨年秋季以降の急激な円高に対処いたしまして、中小企業の事業転換、経営安定等を図るために、立法、金融その他の特別措置等を強化してまいってきています。ところであります。円高がさらに進展した現在の状況にかんがみまして、私はサミット前に関係各大臣にこれに対する対策を急ぐよう指示しておるところであり、今その詰めを行っておりますという状況でございます。

預託金利の引き下げであります。預託金利については、時々金利情勢のもとで、預託者側の事情、それから財投機関の事情等を総合的に勘案して決めておるものであります。現在は、長期金利の推移を注意深く見守っておりますところでございます。

抜本的な産業構造の転換の問題でございますが、我が国は中長期にわたり一層内需中心の成長を図り、国民生活水準を高める、そして世界経済の発展に貢献していく、こういう方向が正しいと思っております。国際協調のための経済構造調整研究会の報告におきまして、「国際協調型経済を実現し、国際国家日本を指向していくためには、内需主導型の経済成長を図るとともに、輸出入・産業構造の抜本的な転換を推進していくことが不可欠」としておるのであります。政府は、五月一日の経済

対策閣僚会議において経済構造調整推進要綱を決定し、その着実な実施に今入っておりますところでございます。

財政による内需拡大につきましては、六十一年度予算は、厳しい状況のもとでございましたが、公共事業費については昨年は三・七増がことしは四・三増増としておることは前に御報告したとおりであります。経済の安定成長の確保のためにも、財政改革を推進し財政の対応力の回復を図ることが必要であります。そのためには、やはり金融政策あるいは経済政策、景気の動向等を見守りながら、適切かつ機動的な経済運営に努めながら、財政改革に全力を挙げていく必要があると思っております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣(竹下登)登壇、拍手〕
○国務大臣(竹下登) 御意見を交えての御質疑に対して御礼をさせていただきます。

まず、いわゆる我が国の経常収支の動向から見まして、五十九年ごろから貿易摩擦解消策をやっておったならば今の急激な円高というものを招かないで済んだのではないか、こういう御質問でございます。

我が国の経常収支の動向について見ますと、これはやはりアメリカの大幅な財政赤字、それから高金利に伴う昨秋までのドル高、そしてアメリカの急速な景気拡大、一方、原油等一次産品価格の低迷、これらの要因によるものが黒字の大宗であるというふうに言えるわけであります。したがって、これから市場開放あるいは輸入の促進、そういうことに鋭意努めていかなければならぬというふうに基本的にはまず考えております。

そして、円高誘導の問題についても御意見がございましたが、これはなかなか誘導というふうなものでは決まらざるべきものではありません。しかしながら、円高による打撃を受ける輸出産業等の中小企業に對しましては、いずれ通産大臣からもお答えがあるかと思いますが、もろもろの施策を行い、なお関係省庁で今日検討しておるというのが実情でございます。

次は、いわゆる本当の安定はどこにあるかというところになりますと、やはり適正なファンダメンタルズを反映する状態、それは何としても政策協調、それがためのいわゆる相互監視、これが基本的には最も大切ではなからうかというふうに考えておるところであります。

それから財投金利引き下げのことは総理から詳しくお答えがございました。いわゆる預託者側の事情と財投機関の事情等、こういうものは確かにかなり時間をかけて議論すべき課題だというふうに考えております。

それから内需拡大のための積極的な財政出動等々の御意見もございました。

目下、六十一年度予算一般公共事業の事業費について前年度を上回る四・三増増を確保して、なおかついわゆる前倒しの効果というものをこれからまさに慎重に見きわめるべきものであるというふうに考えております。

それからもう一つ、財投資金の使い残し等についていわゆる金利問題と連動して御意見がございました。

確かに五十九年度は、私も反省してみまして、いわゆるプラント輸出の不振とか資源需要の低迷によるところの開発実施のおくれ、あるいは債務

累積問題等によってプロジェクトそのものがおくれたという、言ってみれば予見できない多くの事情があったというふうに考えております。しかし、それらの不用はほとんど六十年度財投の原資に入れた、そうしてなお政府関係金融機関の財投の伸び率を、住宅公庫は別といたしまして、八・一増減するというような措置をその後とることによって対応をいたしてきておるということでございます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣(渡辺美智雄)登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄) 中小企業に対する緊急措置をとれという中で、先ほど御質問がありました。緊急融資枠の拡大、信用保険法改正で無担保融資の枠の拡大、それから新転換法の見直し、拡充、金利の引き下げというようなことは、実は続けてこの間やったばかりなんです。やったばかりで、この国会でもできるわけはない。私は金利を一段下げというようなことはどうかなと。しかし、これも法律事項にどうしてもならざるを得ない。あるいは設備の買い上げというようなことも、転換する場合、企業がやめるという場合、そういう場合も予算措置、法律措置が必要。そうなりますと、これは法律を出すということになると、国会がなければ出せないし、臨時国会は開くと言われているし、これはどういうふうにしたらいいのか、このところ私もよくわからぬ、実際は。わからぬですが、できるだけ今の法律の中でやれるものはやります。それからなるべく、もう参議院選挙後になるかどうかかわかりませんが、準備はしなければなりませんから、い

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 國務大臣の報告に関する件(昭和五十九年度決算の概要について) 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案

六九二

る。いろいろ勉強を今しておることは事実でございます。

それから特定企業転廃業対策措置法というものをつくつてはどうかというお話でございますが、これは現在の法律で、特定産業構造改善臨時措置法、これで構造改善はつとこれまでも順調にやってきました。これが期限が切れますというところになっておりますが、いずれにしても構造改善ということとは必要なことでございます。ですから、これも今の法律で十分だと思ふけれども、もし、足りないのかどうか、もう少し推移を見守った上で決めてまいりたいと思ふます。(拍手)

〔國務大臣林道雄登壇、拍手〕
○國務大臣(林道雄) 井上議員の御質問にお答えいたします。

円高の急速な進展が雇用及び影響につきましては、輸出比率の高い産地を中心にヒアリングを行うなどその実態把握に努めてまいっているところでございますが、その結果によりまして、特定の地域、業種について雇用への影響があらわれてきております。このような状況を踏まえまして、特定不況業種・地域法や雇用調整助成金制度を機動的に活用いたしまして、休業や教育訓練等に対する助成によりまして失業の予防を図っているところでございます。また、雇用保険の失業給付の延長等の措置を講じますとともに、中高年齢労働者の職業の転換に必要な職業訓練等の積極的な活用によりまして、離職者の早期再就職の促進に努めているところでございます。今後とも、これらの施策の実施に当たりましては、業種や地域の実情に即しましてこれらの制度が十分生かされるよう努めてまいっている所存でございます。(拍手)

〔國務大臣平泉渉登壇、拍手〕
○國務大臣(平泉渉) もう総理初め各大臣から御答弁がございましたので、特に私からつけ加えるべきこともございませんが、先生の問題提起というのは、全般的に見まして私も賛成するところがあるが非常に多いわけでございます。

今般の円高は何せ非常に急激であったということと、それから速かった、こういうことで大変迷惑をおかけをしておる面があるわけでございます。私も、私も経済企画庁といたしまして、各地の企業の実態というものは十分調査をいたさせておりました。現況を十分把握をいたしたい、そしてその結果を行政に反映させる必要がある、こういうことで関係の各省庁とは十分に協議を連日続けおる状況でございます。

対策につきましては、法律を必要とするものもあり、それから行政措置でやれるものもあるものとはあるまいか、この両面から見まして、これに対する対策は大体今成果を得る方向に向かつておると私どもは理解をいたしております。法律を必要とするものには、先ほど大蔵大臣から答弁もございましたが、なかなか複雑な問題を含むものもございますけれども、しかしそういった全体の方向については関係各省庁とも問題意識は一致をいたしておるのではあるまいか、その辺今後の努力を一層続けてまいりたい。なお、緊急の問題につきましては、各地の実際の行政機関の行政措置というものをさらに奮励をしてみたい、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(阿具根登君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(阿具根登君) 日程第五 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長鶴岡洋君。

審査報告書

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月二十一日

運輸委員長 鶴岡 洋
参議院議長 木村 陸男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化にかんがみ、外航海運の健全な振興を図るため、特定外航船舶の解撤を促進するための基本指針の策定及び特定海運事業者が作成する解撤計画の認定について定めるとともに、特定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借入れに係る債務の保証に関する措置等を講じようとするものであつて、要当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年五月十三日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 陸男殿

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案

特定外航船舶解撤促進臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時に講ずることにより、外航海運の健全な振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に資するとともに、国際経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定外航船舶」とは、外航船舶(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶で、専ら外国航路に就航するものをいう。次項において同じ。)であつて、特定船種に属するものをいう。

2 前項の特定船種とは、その船種に属する外航船舶の船腹量が過剰であり、かつ、船齢の高い船舶その他の効率の低い船舶がその相当数を占めているとともに、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、当該外航船舶の解撤を促進することによりその状態を改善することが外航海運の健全な振興を図るために必要であると認められる船種として運輸省令で定め

るものをいう。

3 この法律において「特定海運事業者」とは、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第十九条の五第一項若しくは第二十条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貨物運送業の届出をした者であつて、特定外航船舶をその事業の用に供するものをいう。

(解撤促進基本指針)

第三条 運輸大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、特定外航船舶の解撤を促進するための基本的な指針(以下「解撤促進基本指針」という。)を定めなければならない。

2 解撤促進基本指針においては、船種ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定外航船舶の船腹の需給に関する見通し
二 目標時期までの間における特定外航船舶の解撤量の目標

三 解撤を促進すべき特定外航船舶に関する基準

四 船員の雇用の安定に関する事項その他特定外航船舶の解撤に当たつて配慮すべき事項

3 運輸大臣は、解撤促進基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 運輸大臣は、外航海運に係る経済事情の変化のため必要があると認めるときは、第一項の政令で定める審議会の意見を聴いて、解撤促進基本指針を変更しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(特定海運事業者の努力)

第四条 特定海運事業者は、前条第三項の規定に

より解撤促進基本指針が公表されたときは、その解撤促進基本指針(同条第四項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に定めるところに従つて、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなければならない。

(解撤計画の認定)

第五条 特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤に関する計画(以下「解撤計画」という。)を作成し、これを運輸大臣に提出して、その解撤計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 解撤計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その所有する特定外航船舶の船種ごとの隻数及び合計総トン数その他の状況並びに解撤の方針

二 解撤しようとする特定外航船舶の名称、船種その他の事項及び解撤の実施時期

三 特定外航船舶の解撤のため必要な資金及び特定外航船舶の解撤に伴い必要な資金の額並びにその調達方法

四 船員の雇用の安定に関する措置その他特定外航船舶の解撤に当たつて講ずる措置

3 運輸大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その解撤計画が解撤促進基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該解撤計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(解撤計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた特定海運事業者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る解撤計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

3 運輸大臣は、認定事業者が当該認定に係る解撤計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて特定外航船舶の解撤を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(産業基盤信用基金の行う解撤促進業務)

第七条 産業基盤信用基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号。以下「特定施設整備法」という。)

第四十条第一項に規定する業務のほか、特定外航船舶の解撤を促進するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る特定外航船舶の解撤のため必要な資金及び当該特定外航船舶の解撤に伴い必要な資金の借入れに係る債務の保証

二 前号の業務に附帯する業務

(特定施設整備法の特例)

第八条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定外航船舶解撤促進臨時措置法(以下「解撤促進法」という。)

第七條第一号の業務」と、同法第五十二條及び第六十三條第五号中「大蔵大臣及び通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」と、同法第五十二條第二項並びに第五十三條第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は解撤促進法」と、同法第五十三條第一項及び第二項中「大蔵大臣又は通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」と、同法第六十三條第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び解撤促進法第七條」とする。

大蔵大臣又は通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」と、同法第六十三條第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び解撤促進法第七條」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二條第一項又は第四十四條の認可をしようとするときは、前条に規定する業務に係る事項に関し、運輸大臣に協議しなければならない。

(雇用の安定)

第九条 特定海運事業者は、解撤が行われる特定外航船舶に係る船員について、解撤促進基本指針に定めるところに従つて、失業の予防その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、解撤促進基本指針に定めるところに従つて解撤が行われる特定外航船舶に係る船員について、失業の予防、再就職の促進その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定外航船舶の解撤に関する勧告)

第十条 運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するため特に必要があると認めるときは、特定外航船舶の解撤を行つていない特定海運事業者に対し、解撤促進基本指針に定めるところに従つて特定外航船舶の解撤を行うべき旨の勧告をすることが出来る。

(報告の徴収)

第十一条 運輸大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、前条ただし書の政令で定める日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に契約が締結された第七条第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条及び第八条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、附則第一条ただし書の政令で定める日から

起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減額するものとする。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「(特定産業、構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三十九条第一項第一号の業務に限る。)」の下に、並びに特定外航船舶解撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律第一号)第七條第一号(産業基金盤信用基金の行う解撤促進業務)の業務」を加える。

〔鶴岡洋行登壇、拍手〕

○鶴岡洋行 たいざ議題となりました特定外航船舶解撤促進臨時措置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、外航海運をめぐり経済事情の著しい変化にかんがみ、船腹量が過剰となり、かつ、老朽・不経済化している特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時に講じようとするもので、その主な内容は、第一に、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するための基本指針を定めなければならないものとともに、特定海運事業者は、基本指針に定めるところに従って、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなければならない

いものとする。第二に、特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤計画を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものとする。第三に、産業基金盤信用基金は、認定を受けた解撤計画に係る特定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借り入れに係る債務の保証業務を行うものとする。第四に、特定海運事業者及び国は、解撤が行われる特定外航船舶の船員について、雇用安定措置を講ずるよう努力するものとする。等であります。

委員会における質疑の詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党橋本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(阿具根登君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿具根登君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長(阿具根登君) 日程第六 安全保障會議設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長亀長友義君。

審査報告書

安全保障會議設置法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月二十一日

内閣委員長 亀長 友義
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、内閣における重大緊急事態対処体制の整備を図るため、現行国防會議の任務を継承するとともに重大緊急事態への対処措置等を審議する機関として、内閣に安全保障會議を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約一億千四百万円であり、昭和六十一年度一般会計予算に計上されている。

安全保障會議設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年五月九日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

安全保障會議設置法案 安全保障會議設置法

(設置)

第一条 国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障會議(以下「會議」という。)を置く。

(内閣総理大臣の諮問等)

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、會議に諮らなければならない。

- 一 国防の基本方針
- 二 防衛計画の大綱
- 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 四 防衛出動の可否
- 五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

2 内閣総理大臣は、重大緊急事態(前項の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。)が発生した場合において、必要があると認めるときは、当該重大緊急事態への対処措置について會議に諮るものとする。

3 前二項に定める場合のほか、會議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 會議は、議長及び第五条各号に掲げる議員で組織する。

(議長)

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次条第一号に掲げる者である議員がその職務を代理する。

(議員)

第五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された國務大臣
- 二 外務大臣
- 三 大蔵大臣
- 四 内閣官房長官
- 五 国家公安委員会委員長
- 六 防衛庁長官
- 七 経済企画庁長官
- (服務)

第六条 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(関係國務大臣等の出席)

第七条 議長は、必要があると認めるときは、關係の國務大臣、統合幕僚會議議長その他の關係者を會議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事)

第八条 會議の議事に關し必要な事項は、議長が會議の議を経て定める。

(事務)

第九条 會議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣審議官がつかさどる。

(主任の大臣)

第十条 會議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十一条 この法律に定めるもののほか、會議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

(国防會議の構成等に関する法律の廃止)

2 国防會議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)は、廃止する。

(防衛庁設置法の一部改正)

3 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国防會議(第六十二条・第六十三条)」を削る。

第一条中「とともに、国防會議の設置について定める」を削る。

第三章を削る。

(行政機關の職員に関する法律の一部改正)

4 行政機關の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「内閣法制局及び国防會議事務局」を「及び内閣法制局」に改める。

(恩給法の一部改正)

5 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中、「国防會議事務局

長」を削り、同項第三号中、「法制局事務官若ハ国防會議事務局事務官」を「若ハ法制局事務官」に改める。

(恩給法の一部改正に伴う経過措置)

6 従前の規定による国防會議事務局長及び国防會議事務局事務官については、前項の規定による改正後の恩給法第二十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔亀長友義君登壇、拍手〕

○亀長友義君 たいいま議題となりました安全保障會議設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内閣における総合調整機能強化についての臨時行政改革推進審議會の答申の趣旨に基づき、現行国防會議の任務を継承するとともに、あわせて、重大緊急事態への対処体制の整備を図るため、内閣に安全保障會議を設置しようとするものであります。

安全保障會議は、国防に関する重要事項のほか、重大緊急事態が発生した場合において、内閣総理大臣の諮問を受け、当該重大緊急事態への対処措置について審議することとしたしております。また、この安全保障會議は、これらの事項について必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べることができることとしたしております。安全保障會議の議長は、内閣総理大臣をもつて充てることとしております。議員は、現在の国防會議の議員である内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された國務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、経済企画庁長官及び新たに内閣官房長官及び国家公安委員会委員長を加えることとい

たしております。また、国防会議事務局を廃止し、安全保障會議に関する事務につきましては、内閣官房において処理することとしたしております。以上のほか、関係閣僚大臣その他の関係者の會議への出席等につきまして所要の措置を規定いたしております。

なお、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行することとしております。

委員会におきましては、中曾根内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど熱心な審査が行われました。その主な質疑の内容は、安全保障會議設置の必要性、名称の当否、閣議との関係、重大緊急事態の内容、これまでの緊急事態対応体制との関連、安全保障會議の設置とシビリアンコントロール、本改正に伴う内閣官房組織再編の是非等のほか、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペースブレイクの戦略的影響等広範多岐にわたっております。その詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定いたしました後、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して磯山委員より反対、自由民主党・自由国民會議を代表して曾根田理事より賛成、公明党・国民會議を代表して太田理事より反対、民社党・国民連合を代表して関委員より反対、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(阿貝根俊吉) 本案に対し、討論の通告

がございます。順次発言を許します。野田哲君。

(野田哲君登壇、拍手)

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、たまたま議題となりました安全保障會議設置法案に対し、反対の討論を行うものであります。

政府は、いわゆるミグ25戦闘機亡命事件や大韓航空機墜落事件などの経緯を踏まえて、行革審に危機管理のための政府の仕組みなどについて検討を要請し、その答申に基づいて今回国防會議を廃止し、内閣に安全保障會議を設置しようとしております。しかし、そもそもこれらの事件自体が我が国にとって危急存亡を問われるような問題であるという政府の認識そのものにも問題があると思うのであります。

第二臨調は、国防會議の活性化方策について具体的提言を行っておりますが、行革審が、第二臨調答申の実施を監視するという本来の任務を超えて、内閣の総合調整機能の強化を図り、その一環として、国防問題を初め重大緊急事態への対処という国の最高方針にまで言及をしたことは、私も断じて認めることができません。本来、国防問題や重大緊急事態への対処など国の安全保障に関する問題は、国権の最高機関である国会で議論すべきであって、政府の一審議會で議論すべきものではないのであります。このように一諮問機関に国会や政党の機能を代替させることは、議會制民主主義を空洞化させるものと言わなければなりません。

私は、まず、本法律案のこのような基本的な問題を指摘した上で、以下、本法律案に反対をする主な理由を申し上げます。

まず第一は、安全保障會議の任務についてであ

安全保障會議は、現行国防會議の任務を継承するとともに、重大緊急事態への対処などを任務としておりますが、国防事態を除き、現在の通常緊急事態への対処体制を超えるものが一体いかなる事態か、依然として不明確なのであります。政府の説明を聞く限り、従来どおり、内閣の指導性をより発揮し、各省庁間の緊密な協議と責任において行えば十分であり、わざわざ法律で安全保障會議を設置する必要は全くないのであります。したがって、安全保障會議設置のねらいは、国民の生命財産への脅威に対処するというより、總理の超法規的権限の発動を中心とした危機管理体制の強化であるという疑念を持たざるを得ません。

本法律案による措置は、国会のチェック機能を弱めこそすれ、決してシビリアンコントロールの機能を強化するようなものではありません。

また、政府部内の機構をいかに変えようと、その運用が誤ったものであれば何にもならないのであります。中曾根内閣は発足以来、日米安保体制の強化と効率化を前面に押し出し、従来、歴代内閣が国会論議を踏まえ、憲法及びその精神に基づいて主張してきた防衛基本政策さえも、みずから踏み出す解釈を次々と打ち出してきたのであります。政府みずからが、まず憲法の条項と精神をいまい度しかりと認識することが大切であると考えるものであります。

第三は、国民及び国会に対する情報の秘匿の問題であります。

安全保障會議で審議され、決定された事項は、既存の法律で定められている一部分を除いては国会にも報告されず、まして承認も受けないということが明らかになっております。有事に至るおそれのある事態も含め、重大緊急事態についてはその情報も決定過程も明らかにされず、行われた措置等についても国民及び国会はその結果を知らされるのみであります。国防問題はもろろんのこと、重大緊急事態の名のもとに情報の秘匿を行うおそれがあることは、国家秘密法制定の動きなどあわせて考えれば明らかであると指摘せざるを得ません。また、安全保障會議の設置と同時に、情報調査室及び合同情報會議の設置もこの方向を目指すものであり、断じて容認できるものではありません。

第四は、行き過ぎたトップダウンによる弊害であります。

安全保障会議は、国防に関する重要事項と重大緊急事態に対処するため、内閣総理大臣が直接指揮する機関として設置されようとしておりますが、このことは、ボトムアップによる論議を積み重ね、コンセンサスを得ながら進めるといふ方式を無視をして、総理の権限を強化し、トップダウン方式で決定していこうとするものであります。国政は、一人の有能な指導者による強力なリーダーシップで運用される体制よりも、多くの議論の中でコンセンサスを徐々に形成し、確実に安全が担保された体制の中で行われることが大切であります。まして、重大緊急事態に当たっては、国民、主権者の代表としては慎重に対処することが緊要であります。緊急性を強調する余り、民主的な手続をないがしろにし、拙速に行動した結果、後顧の憂いを残してはならないのであります。

以上、私は、本法律案に反対する主な理由を述べてまいりましたが、今回の安全保障会議の設置は、平時においても国家機構の戦時体制化を図り、内閣総理大臣に権限を集中して、大統領的內閣総理大臣として強権支配体制を築こうとするものであり、さらには、重大緊急事態への対処などを口実に超法規的措置をとり得ることを含んだ極めて危険なものであり、憲法の平和的、民主的条項を無視したものと言わなければなりません。国の平和や国民の安全にかかわる重要事項は、国権の最高機関である国会が第一義的に審議し、決定すべきものであります。この権限を内閣総理大臣が直接指揮する機関に全面的にゆだね、事実上国会の上に立つ国権の最高機関扱いをすること

は、議会制民主主義をじゅうりんし、憲法の原則を無視するものであります。このような政治手法と今回の改革には重大な危惧の念を持たざるを得ないということを表明して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(阿部根登君) 太田淳夫君。

(太田淳夫君登壇、拍手)

○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました安全保障会議設置法案に對しまして、反対の討論を行うものであります。

我が国の安全保障の問題は、今日の国際社会における相互依存関係の進展を考えると、単に軍事的側面にとどまらず、資源エネルギー、食糧等幅広い視野と長期的展望に立つて検討されなければならぬ最重要の課題であります。我が党は、こうした観点に立ち、総合的な安全保障政策の確立のため、現在の国防会議を解消し、総合安全保障會議を政府内に設置すべきことを提言してまいりました。今回提案されている安全保障會議は、名称こそ我が党の総合安全保障會議に似通っておりますが、その視点、内容は全く異なるものであります。

政府は、現在ある総合安全保障関係閣僚會議を活性化する努力をせず、国防會議を改組し、それに加えて重大緊急事態対処という極めて問題の多い任務を持つ機関を設置しようとしているのであります。このような法案は、国民合意の総合安全保障政策の確立にはほど遠いものと言わざるを得ず、まして軍事力増強、戦前回帰型政治を目指す中曾根内閣の一貫した方針に基づいて提出されたことに、多くの国民は強い危惧を抱いていると

ころであります。

こうした立場に基づき、以下、本法案に反対する主な理由を申し述べたいと思います。

まず第一に、重大緊急事態についてであります。

法案の条文は、重大緊急事態を極めて抽象的な形でしか定義しておらず、具体的に何がそれに該当するか全く不明確であります。政府は、将来どんなことが起きるかかわからない事態を具体的に書くことは困難だとし、重大緊急事態が予見できないことを明らかにしております。ところがその一方で、予見できないはずの重大緊急事態に対し、対処方針のマニフェストを平素から準備していると述べていることはまことに理解に苦しむのであります。このことは、政府の言う重大緊急事態の概念がいかに矛盾に満ちたものであるかを端的に示しております。重大緊急事態とは一体何か、政府は責任を持って国民の納得のいく定義を示すべきであります。

第二に、重大緊急事態への対処措置の問題であります。

政府は、大規模地震の場合も重大緊急事態に該当する旨の答弁を行っておりますが、人為的要因に基づくものと自然的要因に基づくものとを統一的に一つの組織で検討することが果たして適当かどうか、大いに疑問であります。この点については、昭和五十五年に内閣審議室が取りまとめた「国の総合安全保障に関する行政の仕組み」によれば、「危機管理」といっても、災害の場合、外部からの侵略がある場合等、種々のケースがあり、「それぞれ別個の危機管理体制を整備されている」なければならない性格のものである。」と指摘されて

おります。

現在の我が国においては、既に自然災害については中央防災會議があり、エネルギー危機については国民生活安定緊急対策本部があります。したがって、そういった個別の対処制度の整備をすることこそ本来のあり方であると思ふのであります。政府は事改めて重大緊急事態という考え方を強調しておりますが、過去の例から、どうしても政府の対応に当たって不都合な点があったとは思えないのであります。そのような事態に際しても通常の体制、通常の対処、すなわち閣議あるいは事態に際した関係閣僚會議を機動的に行うことによつて十分対応できてきたのであります。ゆえに、重大緊急事態対処という新たな体制を設ける必要は全くないと思ふのであります。

第三に、シベリアンコントロールの問題であります。

現在の国防會議は、シベリアンコントロールの重要な一翼を担うものと位置づけられておりますが、臨調初め各方面からの批判もあるように、その機能を十分に果たしているとは到底言いがたい現状であります。その国防會議の任務に重大緊急事態への対処を加えただけの安全保障會議が、シベリアンコントロールをどう高めるといふのか甚だ疑問であります。むしろ、わずかな人数のスタッフで、何が起きるかかわからない事態を想定し、その対処方針を作成するという困難かつあいまいな任務をあわせ持つことによつて、従来以上にシベリアンコントロールを低下させるおそれすらあるのではないでしようか。

また政府は、重大緊急事態という有事に至る前の段階から対処することによりシベリアンコント

ローは高まるとしておりますが、では、現在の国防會議の有事に至る前のシビリアンコントロールとどう異なるのでしょうか、政府は何ら説明できないのであります。政府は、シビリアンコントロールを具体的な形で一層充実させるよう最大限の努力を払うべきであり、シビリアンコントロールの低下につながりかねないこの安全保障會議の設置には納得できないのであります。

最後に、総理への過度の権限集中の問題であります。

重大緊急事態というあいまいな概念を用いることによって、トップダウンの意思決定機構をつくる真のねらいは、いわゆる大統領制の首相を目指すものであることは明白であります。再三再四批判されている私的諮問機関による総理のブレイン政治とともに、議會制民主主義をゆがめる危険な考えであると指摘せざるを得ません。

また、内閣機能強化の一環として、安全保障會議の設置に伴い、内閣調査室を情報調査室に改組するとされており、さらに外務省情報調査局、防衛庁防衛局、警察庁警備局、公安調査庁の合同情報會議の設置も提起されております。こうした情報機關の強化や合同情報會議の設置は、総理による情報の一元的管理であり、憲法に保障された国民の知る権利の侵害につながるのではないかとの批判と危惧が強まっているのであります。このような国民の心情にこたえるためにも、同時に、我が党が主張してまいりました国民合意に基づく安全保障政策の形成のためにも、政府はより一層の情報公開を具体的に打ち出し、そうした目に見える現実的対応によって国民の理解を得るべきであると思ふのであります。

以上、本法案に反対する主な理由を申し述べましたが、国会審議を通して、総理みずからが安全保障會議の設置について、有事法令制定への一歩前進だと認めたことは問題であります。有事体制の強化、国民の監視や管理強化につながりかねない本法案は、絶対に国民の理解が得られないことを強く指摘しておきます。政府は、平和憲法の精神を最大限に尊重し、軍事的側面のみに偏することなく、政治、経済、そして文化をも包含した総合的な安全保障政策を確実に遂行すべきことを強く要求し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(阿具根登喜) 内藤功君。

〔内藤功君登壇、拍手〕

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して、安全保障會議設置法案に対する反対の討論を行います。

本法案に反対する理由の第一は、安全保障會議が、アメリカの戦略に従属した自衛隊参戦態勢づくり、すなわち防衛出動下令以前の平時の段階から戦時国家体制を築き上げようとしていることにあります。

政府は、安全保障會議設置の目的について、現行国防會議の任務を継承するとともに、通常の緊急事態を超える重大緊急事態に対処するためと説明しております。しかし、政府が重大緊急事態の例として挙げているミグ事件などは全くの口実にすぎず、安全保障會議設置の理由とはなり得ないのであります。安全保障會議でなければ対処できない重大緊急事態とは何か。我が党などの再三にわたる追及、質問にもかかわらず、政府は想定して申し上げるのは困難などと答弁を拒否し、終始あいまいなままに推移してきたのであります。

国防事態への対処につきましても、衆参両院の政府答弁を深く検討いたしますと、安全保障會議は、総理大臣の判断いかんによつては、アメリカの公式戦略として表明された海洋戦略に沿ってアメリカが行う軍事行動への日本の支援協力と自衛隊の参戦を決めようとするものであります。また、防衛出動下令以前の段階における日米共同の作戦準備行動など、現行日米安保条約や自衛隊法の枠の外の各種作戦行動を行うことを決めようとしているとの疑念を否定し得ないのであります。

さらに、昨日の中曽根総理大臣の答弁によりますと、日本の領域にはいまだ武力攻撃がなされていないのに、いわゆるシレーン有事と称しての防衛出動下令、さらに、公海上で艦船が攻撃を受けた場合の日米共同対処、これをもこの安全保障會議で総理の判断によつては決定しようとしているのであります。さらに、有事立法や国家機密法などの反動立法とかかわりについても、政府は、自衛隊法第百三条に基づく政令の具体化や有事の際の戦死者の取り扱い、野戦病院の設置、航空、船舶の運航統制など有事法制全体を安全保障會議で取り上げ、担当省庁の決定などの総合調整を行うとともに答弁し、総合調整の名のもとに有事立法研究、有事体制を一層促進する企図を表明したのであります。

反対理由の第二は、内閣総理大臣が安全保障會議の結論をてこに、政府の政策に反対する大規模な国民運動を重大緊急事態と判断して、国民に対する権利抑圧を組織的に実行するおそれがあることとあります。

本法案では、防衛庁長官に加えて国家公安委員長が新たに正式メンバーとなります。また、政府

の答弁によれば、自衛隊の治安出動の可否もこの會議の議題とされることとなります。大災害に伴う社会不安も重大緊急事態に当たるとされております。これはまさに安全保障會議が国民の大規模な集会やデモなどの自由、権利に対して武力と警察力で抑圧、規制する機関となることを示しているのであります。しかも政府は、安全保障會議の結論をてこに超法規的措置をとることについては、安全保障會議は既存の法律が予定していない不測の事態へ対処するためにつくるものであるとか、あるいは超法規的措置をとることもあり得ると答弁するなど、実定法を踏み越えたいいわゆる超法規的措置を行う意図を否定しなかつたのであります。

さらに政府が、安全保障會議の設置とあわせて、アメリカのCIAなどを念頭に、内閣調査室の情報調査室への改組、強化を初め、合同情報會議や内閣広報官の設置などを行い、内閣官房を中心にあらゆる軍事、外交、警備、公安情報の収集と秘密の保全や報道統制と世論操作の体制を強化しようとしていることも重大問題であります。同時に、今回のこの情報体制の整備は、現在、警察庁や公安調査庁などを中心に行っている、すべての団体と国民を日常的、系統的な監視下に置く体制を一段と強化するものであり、絶対に容認することができません。

反対理由の第三は、本法案が、大統領制の首相になりたという中曽根総理年来の願望に沿ひまして、総理の権限行使機能を格段に強化し、国会からも内閣からもコントロールされない政府の中の政府をつくるうとしていふこととあります。

安全保障會議の設置は、政府の中に総理を長と

する一部少数の閣僚のみで構成する機関をつくり、ここに行政権の重要な部分を担わせようとするものであります。この点について政府は、安全保障会議は緊急事態に対するトップダウンの政府の意思決定の際の間違いのない仕組みをつくるもので、総理が重大緊急事態であると認めれば、安全保障会議に諮って行政各部を指揮監督して対処措置を執行することがあり得るとしております。これは、行政権が合議体たる内閣に属すると定めた憲法六十五條、さらにこれを受けた内閣法四條の「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。」、同法六條「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」、これらの条項に照らし明らかに違反、抵触するもので、到底容認することができません。

また、安全保障会議は、内閣法十二條四項に基づく合議体たる内閣の補助機関であることを政府は認めながら、一方、内閣総理大臣を補佐することを任務としているなどと全く矛盾したことを答弁しております。これは内閣と内閣総理大臣とを同一視して、総理大臣をあたかも行政権の主体であるかのごとくに思い込んでいられると思ひ上がつた見解に立つものであって、内閣法に明白に違反するものであります。

最後に、本法案の重要性に照らし、我が党が内閣委員会におきまして関係各委員会との連合審査など徹底した審議を求めてきたにもかかわらず、我が党の質問要求を封殺し、わずかに三日間の委員会質疑のみで、広範な国民の不安や疑問を十分解明しないまま賛成を打ち切り、採決を強行したことには私は強く抗議の意思を表明するものであります。

す。我が党は、戦後政治総決算路線を具体化し、国家機密法、有事立法あるいは政党法制定、小選挙区制実現を企て、議会制民主主義を形骸化する日本型ファシズムの路線、日米安保条約を憲法の上に置く軍事同盟体制国家づくりの路線、これらを推進する中曽根内閣の政治と対決して闘うことを表明して、反対討論を終わるものであります。

(拍手)
○副議長(阿具根登君) 山田勇君。

〔山田勇君登壇、拍手〕

○山田勇君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となりました安全保障会議設置法案に對しまして、反対の討論を行うものであります。

我が党は、従来から、シベリアンコントロールを強化するために、現在、内閣に置かれております国防会議を改組、充実強化して、国家安全保障会議を設置することを一貫して提唱してまいりました。シベリアンコントロールが適切に行われるためには、そのコントロールを行う内閣と国会の指揮監督機能が十分働いてなければなりません。

とりわけ、大規模災害や有事などの緊急事態においては、内閣は速やかに判断を下して事態に対応しなければならず、そのためには、日ごろから国の安全保障に関する問題の審議や情勢の分析を総合的に行う体制が内閣に整備されていることが不可欠であると考えます。

ところが、現在の国防会議は年に数回招集されるだけで、しかもそこにおいて実質的な討議はほとんど行われず、閣議にかけられる直前に防衛庁が立案した業務計画や予算を追認するだけであり、極めて形骸化したものとなっていると言わざ

るを得ません。このような理由から、民社党はシベリアンコントロールの核となるような国家安全保障会議の設置を機会あるごとに政府に対して要求をしてまいりました。

ところが、今回の法案で政府が設置しようとしている安全保障会議は、このようなシベリアンコントロールの強化の視点からではなく、内閣の総合調整機能の強化という行革審の答申に基づいたものであります。もちろん、国の安全保障に関する内閣の総合調整機能が強化されることや、国防会議が防衛庁設置法に基づいていることとは異なり、今回は単独の設置法によって設けられることになっており、これに異議を挟むものではありません。しかし、シベリアンコントロールの強化につながるような措置は何ら見出せず、我が党の主張とは形式的には似ているように見えても、根本的には異質のものであります。

以下、本法案の具体的な問題点を申し述べます。その第一は、この会議の名称についてであります。

すなわち、本法案においては、国家安全保障会議ではなく、単に安全保障会議という名称が用いられることとなります。政府は、何ゆえをもつて国家という文字を省いたのでありましょうか。そもそも政府が取り組むべき安全保障政策の目的は、国民の生命と財産や、そして国民が現に営んでいる経済や生活を守ることにあります。国民生活全体にかかわる安全保障であるがゆえに国家安全保障と呼ぶのであります。しかしながら、それを担当する政府機関の名称に對し、国家という字をつけなければいかめしいということとそれを省くという

のは極めて遺憾であります。単に安全保障会議というのでは、ややもするとその会議の目的が極めてあいまいなものになってしまうおそれがあります。

第二点は、安全保障会議の構成員についてであります。

本法案では、国防会議と同様に、正式メンバーとして経済企画庁長官が加えられております。その理由は、防衛計画に関連する産業等の調整計画が審議事項として挙げられているからであるとされております。ところが、今回の法案の重要な目的の一つに、重大緊急事態が発生した場合においてそれへの対処措置について審議することが挙げられております。重大緊急事態においては、そのような調整計画よりもむしろ海上保安庁の協力や通信機能の管理の方がはるかに大切ではないでしょうか。したがって、経済企画庁長官よりも、海上保安庁や通信をそれぞれ監督する運輸大臣や郵政大臣を正式メンバーとして加えておくべきであります。さらに、審議項目に挙げられております産業等の調整計画も、殊さらとりたてて明記する必要はなく、このことは安全保障会議が従来の国防会議とは何ら変わりのないことを示すものにはなりません。

第三点は、安全保障会議の事務局についてであります。

現在の国防会議事務局は総理の直屬に置かれております。それに対し、新たに設置される安全保障会議の事務局は内閣官房の中の安全保障室が担当することとされております。つまり事務局は、総理、官房長官及び官房副長官の下に位置づけられているわけであり、これでは事務局が格下げ

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 安全保障會議設置法案 議事日程追加の件 公職選挙法の一部を改正する法律案

をされたような印象を受けることはぬぐい切れず、シビリアンコントロールの強化のための中心的機関となるどころか、それに逆行するものであると言わざるを得ません。

民社党は、以上の問題点について、政府に対し再考を促し、その修正を強く要求してまいりました。しかしながら政府は、それらの修正に対し一切応ずることなく、その要求を無視し続けてまいりました。本法案がこのままの形で成立するならば、新しく設置される安全保障会議は空洞化し、形骸化する結果となり、国防会議と同じ轍を踏みかねません。したがって、我が党はかかる観点からこの法案に反対するものであります。

最後に、国の安全保障は極めて重要な問題であり、このことに対する政治の責務の重さは改めて申すまでもありません。民社党は国家の安全保障政策に従来から積極的に関わり組んでまいりましたが、今後ともその姿勢に変わりのないことを言明し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(阿鼻根登君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(阿鼻根登君) これより採決をいたします。

【賛成者起立】

○副議長(阿鼻根登君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

これにて休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後十時一分開議

○議長(木村睦男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。選挙制度に関する特別委員長原文兵衛君。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月二十二日

選挙制度に関する特別委員長 原文兵衛

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、衆議院議員の各選挙区において選挙すべき定数については是正措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する経費として、平年度約四千五百万円が見込まれる。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年五月二十一日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「五百十一人」を「五百十二人」に改める。

附則第七項の表中 第一区

千葉市 八千代市

習志野市 八千代市

千葉市 八千代市

千葉市 八千代市

千葉市 八千代市

千葉市 八千代市

千葉市 八千代市

三人を第四区

松戸市 市川市 野田市 流山市 柏崎市 鎌倉市 浦安市 葛飾区 東葛飾区

四人に、第十二区

八王子市 青森市 調布市 日野市 狛江市 多摩市 稲城市 西多摩市

四人を第十一区

八王子市 青森市 調布市 日野市 狛江市 多摩市 稲城市 西多摩市

五人

に、第三区

藤沢市 相模原市 大和市 海老名市 高座間市 津久井郡

三人を第三区

藤沢市 相模原市 大和市 海老名市 高座間市 津久井郡

四人に、第三区

藤沢市 相模原市 大和市 海老名市 高座間市 津久井郡

四人を第三区

藤沢市 相模原市 大和市 海老名市 高座間市 津久井郡

四人を第三区

藤沢市 相模原市 大和市 海老名市 高座間市 津久井郡

豊中市 池田市 高槻市 箕面市 吹田市 三島郡

五人に改める。

附則第十九項中「附則第十二項から第十五項まで」を「附則第十三項から第十六項まで」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第十八項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、附則中同項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、附則中同項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、附則第十項中「行なわれる」を「行われる」に、「適用しがたい」を「適用し難い」に改め、附則中同項を第十一項とし、第九項を第十項とする。
附則第八項の表東京都の選挙区の項の前に次のように加える。

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 公職選挙法の一部を改正する法律案

和歌山県		和歌山県		新潟県		山形県		秋田県		北海道	
第一区		第二区		第四区		第二区		第二区		第一区	
伊那海和 都賀草南 郡郡郡市市		新田宮 高田辺 郡郡郡市市		三人		三人		三人		六人	
和歌山県		和歌山県		石川県		埼玉県		埼玉県		埼玉県	
第一区		第二区		第二区		第四区		第四区		第四区	
伊那海和 都賀草南 郡郡郡市市		新田宮 高田辺 郡郡郡市市		二人		三人		四人		四人	
和歌山県		和歌山県		兵庫県		兵庫県		兵庫県		兵庫県	
第一区		第二区		第一区		第一区		第一区		第一区	
伊那海和 都賀草南 郡郡郡市市		新田宮 高田辺 郡郡郡市市		五人		五人		五人		五人	
和歌山県		和歌山県		鹿兒島県		鹿兒島県		鹿兒島県		鹿兒島県	
第一区		第二区		第三区		第三区		第三区		第三区	
伊那海和 都賀草南 郡郡郡市市		新田宮 高田辺 郡郡郡市市		二人		二人		二人		二人	
和歌山県		和歌山県		兵庫県		兵庫県		兵庫県		兵庫県	
第一区		第二区		第一区		第一区		第一区		第一区	
伊那海和 都賀草南 郡郡郡市市		新田宮 高田辺 郡郡郡市市		五人		五人		五人		五人	

め、同項を附則第九項とする。
附則第七項の次に次の一項を加える。
8 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に変更する。

鹿兒島県	兵庫県
第三区	第一区
二人	五人

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行する。
2 公職選挙法附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされる市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十一条の規定による衆議院議員の選挙区に関する千葉市に係る特例については、この法律による千葉県第一区において選挙すべき議員の数の変更にかかわらず、なお従前の例による。

大分県		大分県		愛媛県	
第一区		第二区		第一区	
日政直大南北大津白佐日大 海海久杵伯田分 田珠入野部部見 郡郡郡郡郡市市市市		宇下速東西中別 国国津府 佐毛見東東 郡郡郡郡市市		南北東西喜八字 宇宇宇宇幡和 和和和和浜島 郡郡郡郡市市	
大分県		大分県		愛媛県	
第一区		第二区		第一区	
日政直大南北大竹津白佐日大 海海久杵伯田分 田珠入野部部見 郡郡郡郡郡市市市市市		宇下速東西中別 国国後津府 佐毛見佐築高田 郡郡郡郡市市市市市		南北東西喜伊伊大八字 宇宇宇宇多予予幡和 和和和和浜島 郡郡郡郡市市市市市	

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 公職選挙法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 参議院規則の一部を改正する規則案

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

○原文兵衛君 公職選挙法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、当面の暫定措置として、衆議院議員の総定数は一人増員して五百十二人とすること。また、議員一人当たりの人口の著しい格差を是正し、三倍未満とするため、八選挙区において各一名増員し、七選挙区において各一名の減員を行い、三選挙区の区域について隣接選挙区との境界変更を行うことを内容とするものであります。

なお、法律の施行日は、公布の日から起算して三十日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものとしております。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長三原朝雄君より趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するのではないかと、抜本改正の時期、内容及び二人区、六人区の解消についてどう考えているか、改正案による格差二・九九倍は憲法の要求する選挙権の平等に反しないか、衆議院の選挙区は都市を単位としているのに、扶間町のみを大分県第二区に編入したのはなぜか、衆参同日選挙は憲法に違反しないかなどの問題が取り上げられました。

これらの論点のうち、総定数増の問題につきましては、遠慮状態を速やかに解消するためやむを得ない暫定措置であり、増員数がたとえ最少数の一人であるとしても、現在、国、地方を通じて行政の効率化、減量化が推進されている時期に増員されることは甚だ遺憾に存せられるところであります。国民の批判は強いものがあります。委員会

においても、この点の改正は遺憾であるとの指摘があったところでありますが、これに対しては、提案者より、今回の改正は暫定措置であるので、御指摘の点については、抜本改正を行う際定数の増員は行わないということで努力をしてきた経緯を踏まえ、議員総定数の見直しに当たりたい旨の決意の表明がありました。

質疑を終局し、次いで、日本共産党提出の修正案について提案趣旨の説明が行われました。

討論に入り、日本共産党を代表して井上委員より、原案及び修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して金丸委員、公明党・国民会議を代表して多田委員より、原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して山中委員より修正案に賛成、原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、お諮りいたします。

遠藤要君外七名発議に係る参議院規則の一部を改正する規則案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。まず、発議者の趣旨説明を求めます。遠藤要君。

参議院規則の一部を改正する規則案
右の議案を發議する。

昭和六十一年五月二十二日

發議者

遠藤 要	高平 公友
藤井 孝男	佐藤榮佐久
浜本 万三	龜山 篤
堀出 啓典	柳澤 鍊造
賛成者	
石井 一二	岡野 裕
小島 静馬	添田増太郎
藤田 栄	藤野 賢二
堀内 俊夫	松岡満寿男
吉川 博	吉川 芳男
吉村 真事	上野 雄文
久保 亘	松前 達郎
中野 明	藤原 房雄

参議院議長 木村 睦男殿

参議院規則の一部を改正する規則

参議院規則の一部を次のように改正する。

「第七章 委員会」	「第七章 委員会」
第一節 通則	第一節 通則
第二節 公聴会	第二節 公聴会
第三節 委員会の報告	第三節 委員会の報告
第四節 常任委員会	第四節 常任委員会
第五節 特別委員会	第五節 特別委員会
第六節 特別委員会	第六節 特別委員会
第七節 特別委員会	第七節 特別委員会

「第七章 委員会」に改める。

一 委員会

二 調査会

第二十四条第三項中「委員会提出」の下に「又は調査会提出」を加える。

第二十九条の二中「委員会提出」の下に「又は調査会提出」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第三十六条及び第四十三条中「他の委員会」の下に「又は調査会」を加える。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 調査会

第八十八の二 調査会は、参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において設置するものとする。

第八十九条の三 調査会の公聴会は、調査のため必要があるときに、これを開くことができる。

調査会の公聴会については、第六十二条及び第六十四条から第七十一条までの規定を準用する。

第八十条の四 調査会は、調査事項について、調査の経過及び結果を記載した報告書を作り、調査会長からこれを議長に提出するものとする。

調査会の閉会中の調査については、第七十二条の三の規定を準用する。

議長は、第一項の報告書及び前項において準用する第七十二条の三の報告書を印刷して各議員に配付する。

第八十条の五 調査会長は、調査の経過及び結果を議院に報告することができる。

前項の報告をする場合においては、第五百五条の規定を準用する。

第八十条の六 調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができる。

調査会が前項の勧告をする場合においては、調査会長は、勧告の趣旨及び内容を記載した文書を議長に提出しなければならない。

前項の文書が提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に送付する。

第二項の文書が送付された委員会から要求があつたときは、調査会長は、委員会において、当該勧告に関し説明をすることができる。

議長は、第二項の文書を印刷して各議員に配付する。

第八十条の七 調査会の調査に資するため、専門の知識を有する職員その他必要な職員を置くことができる。

第八十条の八 調査会の組織及び運営については、前章第一節（第三十九条、第四十一条、第四十六条及び第五十条第二項を除く。）及び第八十条の規定を準用する。この場合において、第五十八条中「第五十一条」とあるのは、「第八十条の八第一項において準用する第五十一条」と読み替えるものとする。

前項に定めるもののほか、調査会については第八十条の二、第八十一条、第八十六条、第二百三十一条、第二百三十三条及び第二百三十四条の規定を、調査会長については第七百七十五条の二、第二百三十五条第二項及び第二百三十七条の規定を準用する。この場合において、

て、第二百三十五条第二項中「第五十一条」とあるのは、「第八十条の八第一項において準用する第五十一条」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、国会法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）の施行の日から施行する。

2 行為規範の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「又は特別委員長」を、「特別委員長又は調査会長」に改める。

3 参議院政治倫理審査会規程の一部を次のように改正する。
第三条中「若しくは特別委員長」を、「特別委員長若しくは調査会長」に改める。

〔遠藤要君登壇、拍手〕
○議長（木村睦男君） ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案について、提案の趣旨を御説明いたします。

本案は、今般の国会法の一部改正に伴い、参議院の調査会に関し、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以下、その内容を申し上げます。

まず第一に、調査会の設置時期について、調査会は、参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において設置するものとしております。

第二に、調査会の公聴会は、調査のため必要があるときに、これを開くことができることとしております。

第三に、法律案提出の勧告について、調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができること、この場合、調査会長は、

勧告の趣旨及び内容を記載した文書を議長に提出しなければならないこと、議長は、これを適當の委員会に送付することとしております。

以上のほか、調査報告書、議院への報告、専門的知識を有する職員の配置について、それぞれ規定を置くとともに、調査会の組織、運営等について、委員会の理事、小委員会、参考人、委員派遣等所要の規定を準用することとしております。

なお、附則において、本改正は国会法の一部改正施行の日、すなわち、第百五回国会の召集の日から施行することとしておりますほか、行為規範及び参議院政治倫理審査会規程について所要の整備を行うこととしております。

以上が本案の趣旨及びその内容でございます。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君） これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君） 農林水産委員長外六委員長から報告書が提出されました日程第七より第五三までの諸議及び本日、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から報告書が提出されました北方領土返還促進に関する諸議を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（木村睦男君） 御異議ないと認めます。

審査報告書（農林水産委員会）
（諸議審査報告第一号）

一、採択すべきもの

（一）内閣に送付するを要するもの

第三六号 松くい虫被害対策特別措置法の適用期限延長に関する諸議

第二二六号、第二二八七号、第二三五九号 農用地開発公団の存続に関する諸議

第二二二七号、第二二八八号、第二三五〇号、第二三六〇号 森林・林業の活性化に関する諸議

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十一年五月二十日

農林水産委員長 成相 善十

参議院議長 木村 睦男殿

審査報告書（法務委員会）
（諸議審査報告第一号）

一、採択すべきもの

（一）内閣に送付するを要するもの

第一三〇五号、第一四八四号、第一七〇六号、第二九五〇号 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する諸議

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和六十一年五月二十日

法務委員長 二宮 文造

参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 日程第七より第五三までの請願及び北方領土返還促進に関する請願

七〇四

審査報告書(文教委員会)
(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(一) 内閣に送付するを要するもの

第二十七号 義務教育費国庫負担制度の堅持に
関する請願

第二十八号 学校給食制度の根幹堅持に関する
請願

第五十七号 公立の小学校及び中学校における
事務職員、学校栄養職員の人員費等の義務
教育費国庫負担制度の維持に関する請願

第五十八号 私学助成の充実に関する請願

第一一二号 私学助成の大幅拡充に関する請
願

第一一三三号 過大規模学校の分離促進に関す
る請願

第一一四号 学校事務職員及び学校栄養職員
について現行の義務教育費国庫負担制度維
持に関する請願

第一四二〇号 現行学校給食制度の維持に関
する請願

第一四二二号 私学助成制度の充実強化に関
する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和六十一年五月二十日

文教委員長 林 寛子
参議院議長 木村 睦男殿

審査報告書(社会労働委員会)
(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(一) 内閣に送付するを要するもの

第一号、第五号、第一四号、第一五号、第二
九号、第三〇号、第三二号、第三三号、第三
三三号、第三四号、第四〇号、第四一號、第四

二五号、第五五号、第六一號、第六四号、第八
五号、第八六号、第八七号、第八九号、第九
〇号、第九一號、第九二號、第九九号、第一
〇九号、第一三五号、第一五八号、第七九八
号、第一六九五号 保育所制度の充実に関す
る請願

第一九三三号、第一九四号、第一九五号、第一
九六号、第一九七号、第一九八号、第一九九
号、第二〇二二號、第二〇三三號、第二〇四号、
第二〇五号、第二〇六号、第二〇七号、第二
〇八号、第二〇九号、第二一八号、第二一九
号、第二二〇号、第二二八号、第二四三三號、
第二四九号、第二九〇号、第三〇〇号、第三
〇一號、第三三七七号、第四〇三三號、第四一〇
号、第四一五号、第一六六七号 腎疾患総合
対策の早期確立に関する請願

第六〇二二號、第七八七号、第七八八号、第九
九九号、第一〇七九号、第一〇八一號、第一
〇九六号、第一二五二號、第一五五八号、第
二四三三號、第二五九一號、第二九七七号
国立腎センター設立に関する請願

第一六八八号、第一七六一號、第一八二六
号、第一八六〇号、第一八六一號、第一九七
一號、第一九七二號、第一九七三號、第一九
七四号、第二〇四四号、第二〇四五号、第二
〇四六号、第二〇七二號、第二二七九号、第
二四六六号、第二六三八号、第二六三九号、
第二八七二號、第二九七〇号、第三〇一七
号、第三二二三號、第三三三四号、第三三六
四号、第三三九〇号 車いす重度身体障害者
の健康保険法改善に関する請願

第一六八九号、第一七六二號、第一八二七
号、第一八六二號、第一八六三號、第一九七
五号、第一九七六號、第一九七七号、第二〇
四七号、第二〇四八号、第二〇四九号、第二
〇七二號、第二二八〇号、第二四六七号、第
二六四〇号、第二六四一號、第二八七三號、
第二九七二號、第三〇一八号、第三二二四
号、第三三三五号、第三三六五号、第三三九
一號 重度身体障害者の脊髄神経治療技術研
究に関する請願

第一六九〇号、第一七六三號、第一八二八
号、第一八六四号、第一八六五号、第一九七
八号、第一九七九号、第一九八〇号、第一九
八一號、第二〇五〇号、第二〇五一號、第二
〇五二號、第二〇七三三號、第二二八一號、第
二四六八号、第二六四二號、第二六四三號、
第二八七四号、第二九七二號、第三〇一九
号、第三二二五号、第三三三六号、第三三六
六号、第三三九二號 車いす重度身体障害者
の終身保養所設置に関する請願

第二二四一號、第二二六一號、第二二九五
号、第二五三三號、第三〇三三號、第三二四
八号、第三三二四九号、第三三三〇号、第三三
七四号、第三三七五号、第三三三三三號 小規
模障害者作業所の助成に関する請願

第三三八四号、第三三八五号 高齢者福祉の
充実に関する請願
第三一七九号 精神障害者福祉法の制定に関
する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和六十一年五月二十日

社会労働委員長 岩崎 純三
参議院議長 木村 睦男殿

審査報告書(商工委員会)
(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(一) 内閣に送付するを要するもの

第一一九号 中小企業・下請企業に対する円
高緊急対策に関する請願

第二四七号、第二八三三號、第二八六号、第三
二九号 中小企業の円高不況対策に関する請
願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和六十一年五月二十日

商工委員長 下条進一郎
参議院議長 木村 睦男殿

審査報告書(運輸委員会)
(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(一) 内閣に送付するを要するもの

第三九九号 運搬代行業のタクシー類似行為
撲滅に関する請願

第一四二三号 韓国漁船の取締り強化等に関
する請願

第一六八二號、第一七五五号、第一八二〇
号、第一八四八号、第一八四九号、第一九四
七号、第一九四八号、第一九四九号、第一九
五〇号、第二〇二六号、第二〇二七号、第二
〇二八号、第二〇六五号、第二二七三號、第
二四六〇号、第二六二六号、第二六二七号、
第二八六六号、第二九六四号、第三〇一一
号、第三二〇七号、第三二二八号、第三二五
八号、第三二八四号 車いす重度身体障害者
の運輸行政改善に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十一年五月二十一日

運輸委員長 鶴岡 洋

参議院議長 木村 睦男殿

審査報告書(内閣委員会)
(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(一) 内閣に送付するを要するもの

第一一八号、第二二二号、第二三三号、第三三九号、
第一二八号、第一一四五号、第三一五九号、第三一六〇号 台湾出身元日本軍人軍
属補償に関する請願第四五号、第四六号、第五二二号、第六三三号、
第六五号、第六六号、第六七号、第八二二号、
第八三三号、第九四四号、第九五五号、第九六六号、
第九七七号、第一〇一〇号、第一〇三三三号、第一〇
四四号、第一〇五五号、第一〇六六号、第一〇七
七号、第一〇八八号、第一二〇〇号、第一二二二号、
第一二三三三号、第一五七七号、第一六〇〇号、第一
六二二二号、第一六三三三号、第一七四四号、第一七五
五号、第一七九号、第一八〇〇号、第一八三三三号、
第一八七七号、第二〇一〇号、第二二四四号、第二
四二二二号、第二八二二二号、第三二二二二号、第三二
四四二二二号、第四三三三三号、第四四二二二号、第四
四五五五号、第四九三三三号、第五〇二二二号、第五二四
四四号、第五七二二二号、第五九六六号、第六一四四号、
第六五二二二号、第六六五五号、第六八四四号、第七
〇四四号、第七〇五五号、第七六四四号、第七九七
七号、第九四四四号、第一一三七七号、第一四六八
八号、第一四六九号、第一六〇三三三号、第一九九
〇号、第二〇〇九号、第三〇二二二号、第三一六一号、第三一八三三三号 シベリア抑留者の恩
給加算改訂に関する請願第三〇六号、第四〇七号、第四二三三三号、第四
七二二二号、第五四四四号、第六一七七号、第六一八
八号、第六五二二二号、第六五三三三号、第七六五五号、
第八六三三三号、第八六四四号、第八九二二二号、第一
〇〇二二二号、第一〇〇三三三三号、第一〇七三三三三号、第
一一〇二二二号、第一一〇三三三三三号、第一一九三三三三
号、第一二九五五五号、第一三三七二二二号、第一三三七二
二二二号、第一四一五五五号、第一四一六六六号、第一四七
九号、第一四八九九号、第一五〇八八号、第二二
七八八号、第二二八〇〇〇号、第三一六二二二二号、第三
二〇一〇一〇号 台湾出身元日本軍人軍属の補償に
関する請願第六六六号、第八九三三三三号、第八九四四四号、第一
〇〇四四四号、第一一〇六六六号、第一一二七七号、第一
一四六六六号、第一三〇九九号、第一三二二二二二号、
第一三二二二二二二号、第一三二六六六六号、第一六六五
五五号 石川県等の寒冷地手当改善に関する請願
第一〇八八八号、第一一〇四四四号、第一一〇五
五五号、第一一二五五五号 新潟県朝日村の寒冷地手
当改善に関する請願
第一〇八九九号、第一一〇七七号、第一一〇八
八八号、第一一二六六六号 新潟県下田村の寒冷地手
当改善に関する請願
第一〇九〇〇号 長野県木祖村の寒冷地手当改
善に関する請願
第一〇九一〇号 長野県松川村の寒冷地手当改
善に関する請願
第一一〇一〇号 栃木県の寒冷地手当改善に関
する請願
第一一一七号 長野県諏訪郡富士見町の寒冷

地手当改善に関する請願

第一一八八号 兵庫県六甲郡千種町の寒冷地
手当改訂に関する請願第一一九九号 兵庫県六甲郡波賀町の寒冷地
手当改訂に関する請願第一一九四四号 岐阜県の寒冷地手当改善に関
する請願第一二四九号 元軍人軍属恩給資格者に対す
る恩給の支給等に関する請願第一三一一号 兵庫県等の寒冷地手当改善に関
する請願第一四一七号 台湾出身元日本兵等に対する
補償及び救済制度の早期確立に関する請願第一四一八八号、第一四八〇〇号、第一四九〇
号、第一五〇九号、第一五五五五号、第一五五
六六号、第一六〇八八号、第一六五五五号、第一六
六六六号、第一六九八八号、第一六九九九号、第一
七〇〇〇号、第一七六八八号、第二二七九号、第
二二八〇〇号、第二二八五五号、第二四三三三三
号、第二四四四四号、第二六〇九九号、第二六一〇
六号、第二八八三三三号、第三〇二二五五号、第三〇二
六六号、第三二六三三三三号、第三二六四四号、第三二
七〇〇号 傷病恩給等の改善に関する請願
第一五〇七七号 富山県宇奈月町の寒冷地手当
是正に関する請願(二) 内閣に送付するを要しないもの
第一八二二二号 台湾出身元日本軍人軍属補償の
ための立法措置に関する請願
第三二六五五号 台湾人元日本軍人軍属に関す
る請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十一年五月二十一日

内閣委員長 亀長 友義

参議院議長 木村 睦男殿

北方領土返還促進に関する請願

審査報告書(沖繩及び北方問題に
関する特別委員会)
(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(一) 内閣に送付するを要するもの

第一三三三三号 北方領土返還促進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和六十一年五月二十二日沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 夏目 忠雄

参議院議長 木村 睦男殿

○議長(木村睦男君) これらの請願は、各委員長
の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択す
ることに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) この際、委員会の審査及び
調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいた
します。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関
する調査

一、国の防衛に関する調査

昭和六十一年五月二十二日 参議院会議録第十九号

日程第七より第五三までの請願及び北方領土返還促進に関する請願 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件 議員の半数任期満了につき議長のあいさつ 議長のあいさつに對する

七〇六

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、檢察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、國際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び學術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び經濟計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、國家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び國立國會圖書館の運営に関する件

国民生活・經濟に関する調査特別委員会

一、國民生活・經濟に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に關する調査

対フィリピン經濟援助に關する調査特別委員会

一、フィリピンに對する經濟援助等に関する調査

議長(木村睦男君)

本件は各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

議長(木村睦男君)

御異議ないと認めます。

よつて、本件は各委員長要求のとおり決しました。

議長(木村睦男君)

今期国会の議事を終了するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今国会におきましては、幾多の重要案件の審議

を行い、本日をもって百五十日間におたる会期を

平穩かつ円満に終了することになりました。これ

ひとえに各党派が小異を捨て大同につく大局的

見地に立つて円滑な運営に努力されたたまもので

ありまして、議員各位の御協力に對し、心から感

謝を申し上げる次第であります。

本年は、本院議員の改選期に当たり、諸君のう

ち半数の方々は来る七月七日をもって任期を終え

られます。多年名譽ある本院議員として國家國民

のため國政の審議に尽力され、数々の功績を残さ

れましたことに對し、心から敬意を表するもので

あります。

今回の改選を機に勇退される方々には、まことに

惜別の情禁じ得ないものがござります。國事な

お多端な折から、くれぐれも御自愛の上、今後は

本院の先輩として、國家のため、また我が國議會

政治発展のために御支援、御活動くださいますよ

うお願い申し上げます。

また、来るべき選挙に重ねて立候補される方々

におかれましては、再びこの議場において相まみ

えることができまよう善戦御健闘の上、御当

選なされますよう心からお祈り申し上げます。

この際、本年七月の任期満了の日をもって引退

される旨承っておりまう阿具根副議長に對し、皆

様とともに特に御礼を申し上げますと存じます。

阿具根副議長におかれましては、第三回本院通

常選挙に当選されて以来、五期三十年の長きにわ

たり、参議院議員として國政審議に参画せられ、

多大の功績を残され、我が國民主政治発展のため

貢献せられました。特に、昭和五十八年七月副議

長に当選されてからの三年間は、院の円満な運

営、参議院改革など本院の權威を高めるため、高

い識見とすぐれたお人柄をもって献身的な努力を

され、議長を補佐されました御功績は極めて大

きく、衷心より感謝を申し上げますとともに、今後

ますます御自愛、御健勝の上、我々のため御指導、御

鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

なお、参議院が二院制度の一院としてその本来

の使命を達成するため、議長就任以来広く國民の

声に耳を傾け、各位とともに参議院改革に取り組

んでまいりましたが、その道はなお遠く、今後と

もさらに努力を続けなければならぬと存じま

す。

ここに議事を終了するに際し、議長として三年

間にわたり重責を大過なく果たすことを得ました

ことは、副議長を初め議員各位の御協力のたまも

のでありまして、深く感謝の意を表する次第であ

ります。

以上をもちまして私のごあいさつといたしま

す。

〔拍手〕

議長(木村睦男君) 副議長阿具根君から発言

を求められております。発言を許します。阿具根

君。

〔阿具根君登壇、拍手〕

〇阿具根君 今般任期を満了する議員を代表い

たしまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは、木村議長より私どもに對し、御丁

重かつ真情あふれるごあいさつをいただきました

で、まことにありがたうございました。

私どもは今日まで本院議員として、微力ながら

誠心誠意その使命達成に努力を尽くしてまいりま

す。

議長(木村睦男君) 今般任期を満了する議員を代表

いまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは、木村議長より私どもに對し、御丁

重かつ真情あふれるごあいさつをいただきました

で、まことにありがたうございました。

私どもは今日まで本院議員として、微力ながら

誠心誠意その使命達成に努力を尽くしてまいりま

す。

議長(木村睦男君) 今般任期を満了する議員を代表

いまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは、木村議長より私どもに對し、御丁

重かつ真情あふれるごあいさつをいただきました

で、まことにありがたうございました。

私どもは今日まで本院議員として、微力ながら

誠心誠意その使命達成に努力を尽くしてまいりま

す。

議長(木村睦男君) 今般任期を満了する議員を代表

した。この間、議長を始め同僚議員の皆様から賜りました幾多の御厚情を顧みると、まことに感慨ひとしおであり、深い感謝の念を禁じ得ないのであります。ここに謹んで厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

現下多端な情勢の折から、国会に対する国民の関心が高く、特に参議院改革に寄せる期待は大なるものがございます。第十四回通常選挙を迎えるに当たり、選挙に臨まれる皆様にはそつて御当選を果たされ、引き続き在職される皆様とともに、本院の権威高揚と民主政治発展のため一層御奮闘くださいますよう心からお祈り申し上げます。

私どものうち幾人かはこのたびの選挙をもって議席を離れることとなりますが、これからも研さんいそしみ、国家社会のためさらに精励する所存でありますので、変わらぬ御指導と御鞭撻のほど、切にお願い申し上げます。

なお、私ごとでございますが、副議長の大任を仰せつかりましたこの三年間、木村議長より御懇篤なる御指導を賜わり、また、同僚議員の皆様温かい御支援をいただき、この重責を果たさせていただきました。先ほどは議長から身に余るお言葉をいただきました。先ほどは議長から身に余るお言葉。葉をちようだいいたしました。ただただ恐縮いたすのみであります。何分にも非才の身、議長の補佐役として御期待に沿い得なかつた面が多々あったのではないかと、内心じくじたるものを感じるのであります。

ここに、改めて議長を始め同僚議員の皆様に対し、長年にわたる御厚情に深甚なる謝意を申し上げますとともに、皆様方の御健康と御活躍を衷心より祈念いたしまして、簡単ですが、御礼

のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長(木村睦男君) これにて散会いたします。

午後十時二十分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

中野 鉄造君	矢原 秀男君	関 嘉彦君
刈田 貞子君	坂山 映子君	徳永 正利君
大川 清幸君	桑名 義治君	青木 茂君
馬場 富君	鶴岡 洋君	喜屋武農桑君
中村 鋭一君	伊藤 郁男君	守住 有信君
太田 淳夫君	服部 信吾君	浦田 勝君
藤原 房雄君	井上 計君	岡野 裕君
中野 明君	三木 忠雄君	小島 静馬君
峯山 昭範君	飯田 忠雄君	松浦 功君
柳澤 鍊造君	山田 勇君	内藤 健君
宮澤 弘君	堀出 啓典君	藤井 孝男君
原田 立君	黒柳 明君	森下 泰君
和田 教美君	栗林 卓司君	北 修二君
嶋山威一郎君	福岡日出磨君	高平 公友君
田代富士男君	多田 省吾君	坂野 重信君
高桑 栄松君	中西 珠子君	岡田 広君
田淵 哲也君	三治 重信君	堀内 俊夫君
桑野 章君	夏目 忠雄君	遠藤 要君
鈴木 一弘君	二宮 文造君	源田 実君
白木義一郎君	高木健太郎君	植木 光教君
伏見 康治君	藤井 恒男君	石本 茂君

関 嘉彦君	田中 正巳君	佐藤榮佐久君
徳永 正利君	木本平八郎君	田沢 智治君
青木 茂君	下村 泰君	岡部 三郎君
喜屋武農桑君	青島 幸男君	降矢 敬義君
守住 有信君	石井 一二君	岩崎 純三君
浦田 勝君	大浜 方策君	金丸 三郎君
岡野 裕君	海江田鶴造君	下条進一郎君
小島 静馬君	森山 眞弓君	斎藤 十朗君
松浦 功君	村上 正邦君	亀井 久興君
内藤 健君	高木 正明君	井上 吉夫君
藤井 孝男君	宮田 輝君	坂元 親男君
森下 泰君	沢田 一精君	藤田 正明君
北 修二君	後藤 正夫君	西村 尚治君
高平 公友君	長谷川 信君	初村滝一郎君
坂野 重信君	山東 昭子君	長田 裕二君
岡田 広君	斎藤栄三郎君	中山 太郎君
堀内 俊夫君	大鷹 淑子君	杉山 令肇君
遠藤 要君	上條 勝久君	矢野俊比古君
源田 実君	熊谷太三郎君	水谷 力君
植木 光教君	蔵内 修治君	田 英夫君
石本 茂君	岩動 道行君	藤野 賢二君
中村 太郎君	平井 卓志君	岩本 政光君
大坪健一郎君	土屋 義彦君	前田 勲男君
板垣 正君	松尾 官平君	井上 裕君
前島英三郎君	石井 道子君	堀江 正夫君
添田増太郎君	藤田 栄君	最上 進君
吉村 真事君	吉川 芳男君	森田 重郎君
吉川 博君	倉田 寛之君	原 文兵衛君
工藤万砂美君	志村 哲良君	梶木 又三君
杉元 恒雄君	曾根田郁夫君	小林 国司君

佐藤榮佐久君	大河原太郎君
田沢 智治君	関口 恵造君
岡部 三郎君	江島 淳君
降矢 敬義君	真鍋 賢二君
岩崎 純三君	遠藤 政夫君
金丸 三郎君	亀長 友義君
下条進一郎君	成相 善十君
斎藤 十朗君	伊江 朝雄君
亀井 久興君	大島 友治君
井上 吉夫君	安孫子藤吉君
坂元 親男君	中西 一郎君
藤田 正明君	山内 一郎君
西村 尚治君	加藤 武徳君
初村滝一郎君	松垣徳太郎君
長田 裕二君	世耕 政隆君
中山 太郎君	福田 宏一君
杉山 令肇君	野末 陳平君
矢野俊比古君	柳川 覺治君
水谷 力君	松岡満寿男君
田 英夫君	竹山 裕君
藤野 賢二君	林 健太郎君
岩本 政光君	星 長治君
前田 勲男君	井上 孝君
井上 裕君	谷川 寛三君
堀江 正夫君	高杉 勉忠君
最上 進君	山本 富雄君
森田 重郎君	増岡 康治君
原 文兵衛君	藤井 裕久君
梶木 又三君	志村 愛子君
小林 国司君	河本嘉久蔵君
	嶋崎 均君
	小山 一平君

内閣総理大臣	中曾根康弘君	外務大臣	安倍晋太郎君	大蔵大臣	竹下 登君	文部大臣	海部 俊樹君
上田耕一郎君	宮本 顯治君	小柳 勇君	秋山 長造君	小野 明君	瀬谷 英行君	村沢 牧君	上野 雄文君
市川 正一君	竹田 四郎君	松本 英一君	中村 哲君	寺田 熊雄君	和田 静夫君	山中 郁子君	穂山 篤君
赤桐 操君	立木 洋君	片山 基市君	目黒今朝次郎君	対馬 孝且君	粕谷 照美君	橋本 敦君	野田 哲君
丸谷 金保君	志苦 裕君	安恒 良一君	大木 正吾君	松前 達郎君	内藤 功君	佐藤 三吾君	大森 昭君
佐藤 昭夫君	山田 謙君	鈴木 和美君	近藤 忠孝君	鈴木 八重子君	久保田真田君	久保田 真田君	久保田 真田君
吉川 春子君	下田 京子君	稻村 稔夫君	菅野 久光君	安永 英雄君	梶原 敬義君	上田 稔君	久保 亘君
安田 隆明君	山崎 竜男君	古賀雷四郎君	林 道君	浜本 万三君	鈴木 省吾君	古賀 隆明君	山崎 竜男君

農林水産大臣	羽田 孜君	通商産業大臣	渡辺美智雄君	運輸大臣	三塚 博君	労働大臣	林 道君	自治大臣	小沢 一郎君	国務大臣	後藤田正晴君	内閣官房長官	平泉 渉君	官	経済企画庁長	平泉 渉君
--------	-------	--------	--------	------	-------	------	------	------	--------	------	--------	--------	-------	---	--------	-------

議長の報告事項
昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	岡田 広君	補欠	出口 廣光君
辞任	鈴木 省吾君	補欠	柳川 覺治君
国会法第四十二 条第二項但書の 規定によるもの	林 道君	補欠	柳川 覺治君
国会法第四十二 条第二項但書の 規定によるもの	林 道君	補欠	柳川 覺治君
国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの	海江田鶴造君	補欠	柳川 覺治君
国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの	伊藤 郁男君	補欠	柳川 覺治君
地方行政委員	閔 嘉彦君	補欠	柳川 覺治君

地方行政委員

辞任	福岡日出磨君	補欠	岡田 広君
辞任	鈴木 和美君	補欠	岡田 広君
辞任	下田 京子君	補欠	岡田 広君
辞任	井上 計君	補欠	岡田 広君
法務委員	井上 計君	補欠	岡田 広君
辞任	添田増太郎君	補欠	岡田 広君

水谷 力君	藤田 正明君	小笠原貞子君	橋本 敦君
-------	--------	--------	-------

外務委員

工藤万砂美君	中山 太郎君	志村 哲良君	後藤 正夫君	福田 宏一君	森山 眞弓君	柄谷 道一君	関 嘉彦君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

大蔵委員

出口 廣光君	福岡日出磨君	藤田 正明君	伊江 朝雄君	山崎 竜男君	宮島 晃君	片山 基市君	赤桐 操君	丸谷 金保君	鈴木 和美君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------

農林水産委員

藤田 正明君	水谷 力君	赤桐 操君	山田 謙君	神谷信之助君	下田 京子君
--------	-------	-------	-------	--------	--------

商工委員

三治 重信君	井上 計君	伊江 朝雄君	藤田 正明君	宮島 晃君	橋本 敦君	柳澤 鍊造君	伊藤 郁男君
--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------

運輸委員

井上 計君	藤田 正明君	宮島 晃君	橋本 敦君	柳澤 鍊造君	伊藤 郁男君
-------	--------	-------	-------	--------	--------

通信委員

建設委員	山田 謙君	片山 基市君	後藤 正夫君	志村 哲良君	中山 太郎君	工藤万砂美君	福田 宏一君	森山 眞弓君	予算委員	柳川 覺治君	鈴木 省吾君	林 道君	海江田鶴造君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	科学技術特別委員	石井 道子君	後藤 正夫君	選挙制度に関する特別委員	内藤 功君	橋本 敦君	エネルギー対策特別委員	小西 博行君	井上 計君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	建設委員会	理事 工藤万砂美君 (工藤万砂美君の補欠)	理事 青木 薪次君 (青木薪次君の補欠)	同日衆議院から次の議案が提出された。	公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第二二二号)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	原子力の平和的利用における協力のための日本
------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	------	--------	--------------------------------------	----------	--------	--------	--------------	-------	-------	-------------	--------	-------	---------------------------	-------	-----------------------	----------------------	--------------------	---------------------------	---	-----------------------

国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方自治法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

国有財産法の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

扶養義務の準拠法に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。
特定外航船舶解撤促進臨時措置法案（開法第八

六号）審査報告書

安全保障會議設置法案（開法第九号）審査報告書
内閣委員会請願審査報告書（第一号）
運輸委員会請願審査報告書（第一号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。
「連年わたる予算の空白」に関する質問主意書
（田代富士男君提出）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
わが国の長寿社会への対応に関する質問主意書
（喜屋武眞榮君提出）

大学の教育研究の質的向上とその適正な評価制度の確立に関する質問主意書（堀出啓典君提出）

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
（五月二十七日任期満了による再任）
渡辺 芳男

同日本院は、運輸審議会委員に渡辺芳男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法の一部を改正する法律
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律

同日本院は、運輸審議会委員に渡辺芳男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国有財産法の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

扶養義務の準拠法に関する法律

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任
海江田鶴造君
出口 廣光君
柳川 覺治君
久保田真直君

地方行政委員
久保田真直君

辞任
岡田 広君
出口 廣光君

外務委員
辞任
矢田部 理君
久保田真直君

商工委員

辞任
瀬谷 英行君
補欠
梶原 敬義君

運輸委員
辞任
梶原 敬義君
補欠
瀬谷 英行君

予算委員
辞任
鈴木 省吾君
補欠
柳川 覺治君

本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員
辞任
工藤万紗美君
補欠
福田 宏一君

選挙制度に関する特別委員
辞任
高木 正明君
補欠
林 健太郎君

エネルギー対策特別委員
辞任
橋本 敦君
補欠
内藤 功君

本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員会
理事 大川 清幸君（太田淳夫君の補欠）
理事 村沢 牧君（上野雄文君の補欠）

災害対策特別委員会
理事 村沢 牧君（上野雄文君の補欠）

本日議長遠藤要君外七名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案（開法第八

号）

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案（開法第八

号）

昭和六十一年五月二十二日 参議院会議録第十九号 議長の報告事項

参議院規則の一部を改正する規則案

本日議長は、次の衆議院提出案を選挙制度に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二二二号)

本日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案
安全保障会議設置法案

本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

本日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律案

本日委員長から次の件について継続審査の要求書が提出された。

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国民生活・経済に関する調査特別委員会

一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

一、国民生活・経済に関する調査

一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する調査

関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会

一、フィリピンに対する経済援助等に関する調査

調査

本日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二二二号) 審査報告書

沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)

本日議員から次の質問主意書が提出された。

「明石海峡架橋」計画に関する質問主意書(安武洋子君提出)

ホテル客室からの通話の電話料金に関する質問主意書(堀出啓典君提出)

「連年わたる予算の空白」に関する質問主意書(田代富士男君提出)

「明石海峡架橋」計画に関する質問主意書(安武洋子君提出)

本日次の質問主意書を内閣に転送した。

「連年わたる予算の空白」に関する質問主意書(田代富士男君提出)

「明石海峡架橋」計画に関する質問主意書(安武洋子君提出)

「明石海峡架橋」計画に関する質問主意書(安武洋子君提出)

「明石海峡架橋」計画に関する質問主意書(安武洋子君提出)

「明石海峡架橋」計画に関する質問主意書(安武洋子君提出)

ホテル客室からの通話の電話料金に関する質問主意書(堀出啓典君提出)

本日議長において採択した「松くい虫被害対策特別措置法の適用期限延長に関する請願」外三百七十二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定外航船舶解撤促進臨時措置法

安全保障会議設置法

公職選挙法の一部を改正する法律

本日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書

昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査
文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査
社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査
二、労働問題に関する調査

農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査
通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに
電波に関する調査
建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査
予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関
する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する
件

国民生活・経済に関する調査特別委員会
一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会
一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会
一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
に関する調査
エネルギー対策特別委員会

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する特別委員会
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
に関する調査
エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策特別委員会
対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会

一、フィリピンに対する経済援助等に関する
調査
本日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した
旨の通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律
本日衆議院議長から、同院は開会中次のとおり委
員会が審査及び調査を継続することを議決した旨
の通知書を受領した。

内閣委員会
一、地方公共団体の執行機関が国の機関とし
て行う事務の整理及び合理化に関する法律
案(内閣提出第七八号)

二、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正
する法律案(内閣提出第一〇号)

三、プライバシー保護基本法案(井上晋方君
外九名提出、衆法第三号)

四、電子計算機を利用する個人情報処理業
務の規制に関する法律案(井上晋方君外九
名提出、衆法第四号)

五、中小企業庁設置法案(清水勇君外六名提
出、衆法第一四号)

六、行政機構並びにその運営に関する件
七、恩給及び法制一般に関する件

八、公務員の制度及び給与に関する件
九、栄典に関する件
地方行政委員会

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付
金及び納付金に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出第七二号)

二、地方自治に関する件
三、地方財政に関する件
四、警察に関する件

五、消防に関する件
法務委員会
一、外国人登録法の一部を改正する法律案
(菅原誠一君外七名提出、第百一回国会衆法
第二二号)

二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務行政及び検察行政に関する件
四、国内治安及び人権擁護に関する件
外務委員会

出、衆法第一四号

六、行政機構並びにその運営に関する件
七、恩給及び法制一般に関する件

八、公務員の制度及び給与に関する件
九、栄典に関する件
地方行政委員会

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付
金及び納付金に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出第七二号)

二、地方自治に関する件
三、地方財政に関する件

四、警察に関する件
五、消防に関する件
法務委員会

一、外国人登録法の一部を改正する法律案
(菅原誠一君外七名提出、第百一回国会衆法
第二二号)

二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務行政及び検察行政に関する件

四、国内治安及び人権擁護に関する件
外務委員会
一、国際情勢に関する件
大蔵委員会

一、国の会計に関する件
二、税制に関する件
三、関税に関する件

四、金融に関する件
五、証券取引に関する件

六、外国為替に関する件
七、国有財産に関する件

八、専売事業に関する件
九、印刷事業に関する件

一〇、造幣事業に関する件
文教委員会

一、学校教育法の一部を改正する法律案(佐
藤謙君外二名提出、第百二回国会衆法第三
号)

二、学校教育法等の一部を改正する法律案
(中西誠介君外二名提出、第百二回国会衆法
第四号)

三、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律案(中西誠介君外二名提
出、第百二回国会衆法第五号)

四、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び
教職員定数の標準等に関する法律案(馬場
昇君外二名提出、第百二回国会衆法第六号)

五、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、
中学校及び高等学校の施設の整備に関する
特別措置法案(木島喜兵衛君外二名提出、
第百二回国会衆法第八号)

一〇、造幣事業に関する件

文教委員会
一、学校教育法の一部を改正する法律案(佐
藤謙君外二名提出、第百二回国会衆法第三
号)

二、学校教育法等の一部を改正する法律案
(中西誠介君外二名提出、第百二回国会衆法
第四号)

三、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律案(中西誠介君外二名提
出、第百二回国会衆法第五号)

四、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び
教職員定数の標準等に関する法律案(馬場
昇君外二名提出、第百二回国会衆法第六号)

五、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、
中学校及び高等学校の施設の整備に関する
特別措置法案(木島喜兵衛君外二名提出、
第百二回国会衆法第八号)

六、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部
を改正する法律案(木島喜兵衛君外二名提
出、第百二回国会衆法第九号)

七、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医
療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等
の育児休業に関する法律の一部を改正する
法律案(佐藤謙君外二名提出、衆法第二二
号)

八、文教行政の基本施策に関する件
九、学校教育に関する件
一〇、社会教育に関する件

一一、体育に関する件
一二、学術研究及び宗教に関する件

一三、国際文化交流に関する件

七二一

昭和六十一年五月二十二日 参議院会議録第十九号 議長 報告事項

七二一

七二一

七二一

七二一

七二一

七二一

昭和六十一年五月二十二日 参議院會議録第十九号 議長の報告事項

一四、文化財保護に関する件

社会労働委員会

- 一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百三回国会衆法第一一七号)
- 二、職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百三回国会衆法第一二二号)
- 三、老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百三回国会衆法第一二五号)
- 四、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、第百三回国会衆法第一二五号)
- 五、短時間労働者保護法案(平石磨作太郎君外四名提出、第百一回国会衆法第五号)
- 六、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(藤田高敏君外四名提出、第百一回国会衆法第一三三号)
- 七、母子保健法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、第百一回国会衆法第一六号)
- 八、児童福祉法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、第百一回国会衆法第一七号)
- 九、雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外三名提出、第百二回国会衆法第一〇号)
- 一〇、家内労働法の一部を改正する法律案(大橋敏雄君外四名提出、第百二回国会衆法第一七号)
- 一一、地域福祉保健活動の推進に関する法律案(沼川洋一君外四名提出、第百二回国会衆法第二三三号)
- 一二、労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外四名提出、衆法第一八号)

一三、厚生関係の基本施策に関する件

農林水産委員会

- 一、厚生関係の基本施策に関する件
- 一四、労働関係の基本施策に関する件
- 一五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 一六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外七名提出、第百一回国会衆法第二八号)
- 二、総合食糧管理法(安井吉典君外七名提出、第百一回国会衆法第二九号)
- 三、農民組合法案(安井吉典君外七名提出、第百一回国会衆法第三〇号)
- 四、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(宮崎茂一君外一名提出、第百二回国会衆法第一八号)
- 五、地域林業振興法案(島田琢郎君外七名提出、第百二回国会衆法第二〇号)
- 六、鶏卵の需給の安定に関する法律案(島田琢郎君外四名提出、第百二回国会衆法第三八号)
- 七、採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案(津川武一君外一名提出、第百二回国会衆法第三九号)
- 八、農林水産物の振興に関する件
- 九、農林水産物に関する件
- 一〇、農林水産業団体に関する件
- 一一、農林水産金融に関する件
- 一二、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

- 一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第百一回国会衆法第二二二号)
- 二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第百一回国会衆法第一四四号)
- 三、武器等の輸出の禁止等に関する法律案(後藤茂君外九名提出、第百一回国会衆法第二三三号)
- 四、訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第百一回国会衆法第二六六号)
- 五、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(小沢和秋君外一名提出、第百一回国会衆法第三一〇号)
- 六、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(小沢和秋君外一名提出、第百一回国会衆法第三二二号)
- 七、大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案(小沢和秋君外一名提出、第百一回国会衆法第三三三号)
- 八、大規模小売店舗等調整法案(上坂昇君外八名提出、第百一回国会衆法第三三二二号)
- 九、通商産業の基本施策に関する件
- 一〇、中小企業に関する件
- 一一、資源エネルギーに関する件
- 一二、特許及び工業技術に関する件
- 一三、経済の計画及び総合調整に関する件
- 一四、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一五、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

- 一、日本国有鉄道改革法案(内閣提出、第五三三号)
- 二、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案(内閣提出、第五四四号)
- 三、新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出、第五五五号)
- 四、日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出、第五六六号)
- 五、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案(内閣提出、第五七七号)
- 六、鉄道事業法案(内閣提出、第五八九号)
- 七、日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出、第五七〇号)
- 八、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八七五号)
- 九、地域交通整備法案(小林恒人君外六名提出、第百一回国会衆法第二四四号)
- 一〇、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(吉原米治君外六名提出、第百一回国会衆法第二五五号)
- 一一、都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案(左近正男君外九名提出、第百二回国会衆法第一九号)
- 一二、日本鉄道株式会社法案(嶋崎譲君外八名提出、衆法第一五五号)
- 一三、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(嶋崎譲君外八名提出、衆法第一六六号)
- 一四、日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策特別措置法案(嶋崎譲君外八名提出、衆法第一七五号)

- 一五、陸運に関する件
一六、海運に関する件
一七、航空に関する件
一八、日本国有鉄道の経営に関する件
一九、港湾に関する件
二〇、海上保安に関する件
二一、観光に関する件
二二、気象に関する件
逓信委員会
一、逓信行政に関する件
二、郵政事業に関する件
三、郵政監察に関する件
四、電気通信に関する件
五、電波監理及び放送に関する件
建設委員会
一、住宅基本法案（新井彬之君外二名提出、
第二百二回国会衆法第二四号）
二、住宅保障法案（井上泉君外五名提出、衆
法第一九号）
三、建設行政の基本施策に関する件
四、都市計画に関する件
五、河川に関する件
六、道路に関する件
七、住宅に関する件
八、建築に関する件
九、国土行政の基本施策に関する件
科学技術委員会
一、科学技術振興の基本施策に関する件
二、原子力の開発利用とその安全確保に関す
る件
三、宇宙開発に関する件
四、海洋開発に関する件

- 五、生命科学に関する件
- 六、新エネルギーの研究開発に関する件
- 環境委員会
- 一、水俣病問題総合調査法案（馬場昇君外二名提出、第一百回国会衆法第一九号）
- 二、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案（岩垂寿喜男君外二名提出、第一百回国会衆法第二〇号）
- 三、環境汚染及び道路損耗を防止するためのスパイクタイヤの使用の禁止等に関する法律案（戸田菊雄君外五名提出、衆法第二三号）
- 四、環境保全の基本施策に関する件
- 五、公害の防止に関する件
- 六、自然環境の保護及び整備に関する件
- 七、快適環境の創造に関する件
- 八、公害健康被害救済に関する件
- 九、公害紛争の処理に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算委員会
- 昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書
- 昭和五十八年度政府関係機関決算書
- 二、昭和五十八年度国有財産増減及び現在額
総計算書
- 三、昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総
計算書
- 昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十九年度国税収納金整理資金受払
計算書
- 四、昭和五十九年度政府関係機関決算書
- 昭和五十九年度政府関係機関決算書

- 五、昭和五十九年度国有財産増減及び現在額
 總計算書

六、昭和五十九年度国有財産無償貸付状況總
 計算書

七、
 昭和五十九年度一般会計予
 備費使用總調書及び各省各
 庁所管使用調書(その1)
 昭和五十九年度特別会計予
 備費使用總調書及び各省各
 庁所管使用調書(その1)
 昭和五十九年度特別会計予
 算總額第十二条に基づく経
 費増額總調書及び各省各
 庁所管経費増額調書(その1)

八、
 昭和五十九年度一般会計予
 備費使用總調書及び各省各
 庁所管使用調書(その2)
 昭和五十九年度特別会計予
 備費使用總調書及び各省各
 庁所管使用調書(その2)
 昭和五十九年度特別会計予
 算總額第十二条に基づく経
 費増額總調書及び各省各
 庁所管経費増額調書(その2)

九、
 昭和六十年一般会計予備
 費使用總調書及び各省各
 庁所管使用調書(その1)
 昭和六十年特別会計予備
 費使用總調書及び各省各
 庁所管使用調書(その1)
 昭和六十年特別会計予算
 總則第十二条に基づく経費
 増額總調書及び各省各
 庁所管経費増額調書(その1)

一〇、歳入歳出の実況に関する件

一一、国有財産の増減及び現況に関する件

一二、政府関係機関の經理に関する件

一三、国が資本金を出資している法人の会計
 に関する件

一四、国又は公社が直接又は間接に補助金、
 奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損
 失補償等の財政援助を与えているものの会
 計に関する件

- 議院運営委員会
- 一、国会法等改正に関する件
 - 二、議長よりの諮問事項
 - 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策に関する件
- 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、第百一回国会閣法第八二号）
 - 二、公職選挙法改正に関する件
- 石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件
- 物価問題等に関する特別委員会
- 一、物価問題等に関する件
- 交通安全対策特別委員会
- 一、交通安全対策に関する件
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関する件
- 安全保障特別委員会
- 一、国の安全保障に関する件
- 対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会
- 一、フィリピンに対する経済援助等に関する件

昭和六十二年五月二十二日 参議院会議録第十九号

七二四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 千 106
電話 東京 五三 三三二(大代)

定価
一〇〇
円部